

第四十二回 参議院農林水産委員会會議録第四号

昭和三十七年八月二十八日(火曜日)

午前十時二十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 櫻井 志郎君

理事 中野 文門君

堀本 宜実君

安田 敏雄君

北條 傳八君

森 八三二君

委員 井川 伊平君

植垣弥一郎君

木島 義夫君

重政 庸徳君

仲原 善一君

温水 三郎君

藤野 繁雄君

山崎 齊君

大森 創造君

北村 暢君

戸叶 武君

渡辺 勘吉君

天田 勝正君

修正案提出者 田口長治郎君

衆議院議員

國務大臣 重政 誠之君

農林大臣

政府委員

農林政務次官 大谷 實雄君

食糧庁長官 大澤 融君

林野庁長官 吉村 清英君

水産庁長官 伊東 正義君

水産庁次長 村田 豊三君

説明員

農林大臣官 石田 朗君
房総務課長

本日の會議に付した案件

○理事の辞任及び補欠互選の件

○漁業法の一部を改正する法律案(第四十回国会内閣提出、衆議院送付)

○水産業協同組合法の一部を改正する法律案(第四十回国会内閣提出、衆議院送付)

○農林水産政策に関する調査(農業協同組合の米の手数料に関する件)

○連合審査会開会に関する件

○委員長(櫻井志郎君) ただいまから委員会を開きます。

まず、お諮りいたします。

青田源太郎君から理事を辞任いたしました旨の申し出がありました。これを許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(櫻井志郎君) 御異議ないと認めます。

つきましては、この際、その補欠として、委員長は理事に堀本宜実君を指名したいと存じますが、御異議ございませんせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(櫻井志郎君) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたしました。

○委員長(櫻井志郎君) これより漁業法の一部を改正する法律案及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案を一括議題とし、それぞれ提案理由の説明並びに補足説明を聴取し、引き続き、衆議院で修正された漁業法の一部を改正する法律案の修正点について説明を聴取することにいたします。

○政府委員(大谷實雄君) 漁業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

わが国の漁業は、總じて申し上げますと、戦後漁場の拡大と技術の進歩によりまして、目ざましい発展を遂げておりますが、漁業経営体の大部分を占めます沿岸漁業は、一部の養殖業を除き不振であり、また、沖合遠洋漁業は、漁業種類により、経営規模によりまして生産性の格差が著しく、その経営は必ずしも健全とはいえない状況でございます。これに加えて、近年遠洋漁場における国際的制約も年々きびしさを増しており、また、近時漁船の性能向上による稼働範囲の拡大等に伴いまして、沿岸沖合漁場における漁業調整も次第に困難の度を加えて参つておる実情でございます。

このような事態のもとにおきまして、今後のわが国漁業の健全な発展をはかつて参りますためには、沿岸漁業の中の発展的漁業のより一その伸長を期し、不振漁業の漁業転換を促進する等、弱小経営の体質の改善をはかるとともに、沿岸沖合漁場における漁業調整の広域化と合理化を推進する等の諸施策を強力に実施し、漁場利用の合理化と漁業経営の近代化を推進する必要があると存するのであります。

このような考えのもとに、政府は、かねて水産庁に漁業制度調査会を設置し、漁業制度の改善に閉しまして調査審議をお願いいたして参りましたところ、昨年三月その最終答申を得ましたので、この答申を参酌し、これに広く各界の意見を加味いたしまして、この法律案を取りまとめ、国会に提出いたしました次第であります。

次に、法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、漁業権制度に関する改正であります。まず第一点として、現行法制定後における漁業事情の推移に即し、特定地域における定置漁業の一部、真珠母貝養殖業、小割り式養殖業等を、漁業協同組合等が管理する場合に優先的に免許するいわゆる管理漁業権に加える等、漁業権の分類を再整理することといたしました。

第二点といたしまして、いわゆる組合管理漁業権につきましては、漁業協同組合の組合員がこれを平等に行使することに伴う経営規模の零細化、弱小経営の乱立の弊を是正するため、従前実績を有する者等の同意を前提としつつ、漁業権を行使し得る者を特定の資格を有する者に限定することができるとを明確にいたしました。

第三点といたしまして、漁業免許の優先順位に関する規定を改正し、定置

漁業につきましては資本の導入と経営の合理化を促進するため、地元漁民の大多数が直接構成する漁業協同組合等のほか、これらの漁業協同組合等が議決権と出資の過半を占める法人にも免許の第一順位を与えることとし、また、新規漁場におけるノリ漁、カキ養殖業等組合管理の区画漁業につきましては、地元沿岸漁民のこれら発展的漁業への転換吸収を容易にするため、地元沿岸漁民の大部分を含む漁業協同組合等を最優先とすることとし、さらに、新規漁場における真珠養殖業の免許につきましては、地元漁民の大多数により構成され、真珠養殖業の経験者を含む漁業協同組合がこれを営もうとする場合には、従来最優先とされた真珠養殖業者と同順位とし、いずれに免許するかを知事の勘案にゆだねることといたしました。

以上のほか、定置漁業権及び管理漁業権以外の区画漁業権につきまして、経営上の要請を考慮して、当該漁業の経営に必要な資金の融通のためやむを得ない限度において抵当権の設定等を認めることとし、これに伴って、漁業権の移転の制限を一部緩和する等の点につきまして所要の改正措置を講ずることといたしております。

第二は、漁業許可制度に関する改正であります。まず第一点として、従来大臣許可漁業の根拠規定及び許可の方式が必ずしも統一的でなかったのを改め、指定漁業として政令で指定するものにつき今後の漁業の健全な発展に資

する等の諸施策を強力に実施し、漁場利用の合理化と漁業経営の近代化を推進する必要があると存するのであります。

このような考えのもとに、政府は、かねて水産庁に漁業制度調査会を設置し、漁業制度の改善に閉しまして調査審議をお願いいたして参りましたところ、昨年三月その最終答申を得ましたので、この答申を参酌し、これに広く各界の意見を加味いたしまして、この法律案を取りまとめ、国会に提出いたしました次第であります。

次に、法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、漁業権制度に関する改正であります。まず第一点として、現行法制定後における漁業事情の推移に即し、特定地域における定置漁業の一部、真珠母貝養殖業、小割り式養殖業等を、漁業協同組合等が管理する場合に優先的に免許するいわゆる管理漁業権に加える等、漁業権の分類を再整理することといたしました。

第二点といたしまして、いわゆる組合管理漁業権につきましては、漁業協同組合の組合員がこれを平等に行使することに伴う経営規模の零細化、弱小経営の乱立の弊を是正するため、従前実績を有する者等の同意を前提としつつ、漁業権を行使し得る者を特定の資格を有する者に限定することができるとを明確にいたしました。

第三点といたしまして、漁業免許の優先順位に関する規定を改正し、定置

漁業につきましては資本の導入と経営の合理化を促進するため、地元漁民の大多数が直接構成する漁業協同組合等のほか、これらの漁業協同組合等が議決権と出資の過半を占める法人にも免許の第一順位を与えることとし、また、新規漁場におけるノリ漁、カキ養殖業等組合管理の区画漁業につきましては、地元沿岸漁民のこれら発展的漁業への転換吸収を容易にするため、地元沿岸漁民の大部分を含む漁業協同組合等を最優先とすることとし、さらに、新規漁場における真珠養殖業の免許につきましては、地元漁民の大多数により構成され、真珠養殖業の経験者を含む漁業協同組合がこれを営もうとする場合には、従来最優先とされた真珠養殖業者と同順位とし、いずれに免許するかを知事の勘案にゆだねることといたしました。

以上のほか、定置漁業権及び管理漁業権以外の区画漁業権につきまして、経営上の要請を考慮して、当該漁業の経営に必要な資金の融通のためやむを得ない限度において抵当権の設定等を認めることとし、これに伴って、漁業権の移転の制限を一部緩和する等の点につきまして所要の改正措置を講ずることといたしております。

第二は、漁業許可制度に関する改正であります。まず第一点として、従来大臣許可漁業の根拠規定及び許可の方式が必ずしも統一的でなかったのを改め、指定漁業として政令で指定するものにつき今後の漁業の健全な発展に資

する等の諸施策を強力に実施し、漁場利用の合理化と漁業経営の近代化を推進する必要があると存するのであります。

このような考えのもとに、政府は、かねて水産庁に漁業制度調査会を設置し、漁業制度の改善に閉しまして調査審議をお願いいたして参りましたところ、昨年三月その最終答申を得ましたので、この答申を参酌し、これに広く各界の意見を加味いたしまして、この法律案を取りまとめ、国会に提出いたしました次第であります。

次に、法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、漁業権制度に関する改正であります。まず第一点として、現行法制定後における漁業事情の推移に即し、特定地域における定置漁業の一部、真珠母貝養殖業、小割り式養殖業等を、漁業協同組合等が管理する場合に優先的に免許するいわゆる管理漁業権に加える等、漁業権の分類を再整理することといたしました。

第二点といたしまして、いわゆる組合管理漁業権につきましては、漁業協同組合の組合員がこれを平等に行使することに伴う経営規模の零細化、弱小経営の乱立の弊を是正するため、従前実績を有する者等の同意を前提としつつ、漁業権を行使し得る者を特定の資格を有する者に限定することができるとを明確にいたしました。

第三点といたしまして、漁業免許の優先順位に関する規定を改正し、定置

漁業につきましては資本の導入と経営の合理化を促進するため、地元漁民の大多数が直接構成する漁業協同組合等のほか、これらの漁業協同組合等が議決権と出資の過半を占める法人にも免許の第一順位を与えることとし、また、新規漁場におけるノリ漁、カキ養殖業等組合管理の区画漁業につきましては、地元沿岸漁民のこれら発展的漁業への転換吸収を容易にするため、地元沿岸漁民の大部分を含む漁業協同組合等を最優先とすることとし、さらに、新規漁場における真珠養殖業の免許につきましては、地元漁民の大多数により構成され、真珠養殖業の経験者を含む漁業協同組合がこれを営もうとする場合には、従来最優先とされた真珠養殖業者と同順位とし、いずれに免許するかを知事の勘案にゆだねることといたしました。

以上のほか、定置漁業権及び管理漁業権以外の区画漁業権につきまして、経営上の要請を考慮して、当該漁業の経営に必要な資金の融通のためやむを得ない限度において抵当権の設定等を認めることとし、これに伴って、漁業権の移転の制限を一部緩和する等の点につきまして所要の改正措置を講ずることといたしております。

第二は、漁業許可制度に関する改正であります。まず第一点として、従来大臣許可漁業の根拠規定及び許可の方式が必ずしも統一的でなかったのを改め、指定漁業として政令で指定するものにつき今後の漁業の健全な発展に資

する等の諸施策を強力に実施し、漁場利用の合理化と漁業経営の近代化を推進する必要があると存するのであります。

このような考えのもとに、政府は、かねて水産庁に漁業制度調査会を設置し、漁業制度の改善に閉しまして調査審議をお願いいたして参りましたところ、昨年三月その最終答申を得ましたので、この答申を参酌し、これに広く各界の意見を加味いたしまして、この法律案を取りまとめ、国会に提出いたしました次第であります。

次に、法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、漁業権制度に関する改正であります。まず第一点として、現行法制定後における漁業事情の推移に即し、特定地域における定置漁業の一部、真珠母貝養殖業、小割り式養殖業等を、漁業協同組合等が管理する場合に優先的に免許するいわゆる管理漁業権に加える等、漁業権の分類を再整理することといたしました。

するような形においてその許可方式を

といたしました。

の育成強化の措置をより強力に推進す

てであります、これらにつきまして

私から補足説明を申し上げます。

統一的に規定し、あわせて許可事務の

第三は、漁業調整機構に関する改正

るほか、組合の組織を漁業と漁民の実

は、役員義務及び責任の明示、商法

ます。今御説明ありましたようにわが

適正、円滑な処理をはかることといた

であります。近年における漁船の稼働

態に即応するものとし、かつ、組合の

の所要規定の準用、剰余金の出資割配

国の漁業につきましては、漁獲高等に

しました。すなわち、その許可は、指

範囲の拡大等に伴い、広域的な漁業調

運管が一そう活発な経済活動を行ない

ける選挙制の採用等を行ない組合運営

おきましては六億万トンをこえまし

定漁業ごとに許可すべき隻数その他一

整を必要とするものと存するのであり

ます。

第三は、漁業を自営する漁業協同組

い。また、沖合遠洋漁業等におきまし

定の事項を公示して行なうものとし、

この度の漁業調整を講ずること

した理由であります。

第四は、漁業協同組合連合会につ

うような国際的な制約もだんだん強化

可の申請隻数が公示隻数を上回る時

以上が、この法律案の提案の理由及

び主要な内容であります。

第四は、漁業協同組合連合会につ

ます。今御説明ありましたようにわが

は、当該漁業の経営の安定合理化、

何とぞ慎重に御審議の上、すみやか

に御可決下さいますようお願い申し上

げます。続いて水産業協同組合法の一

出でてきておるといふようなことで、

振漁業の転換、漁業従事者の経営者

といたしまして、母船及び

母船式漁業につきましては、母船及び

母船式漁業につきましては、母船及び

母船式漁業につきましては、母船及び

の自立の促進等の諸要請を政策的

に御可決下さいますようお願い申し上

げます。続いて水産業協同組合法の一

出でてきておるといふようなことで、

に基づいて許可をするものとし、また

以上が、この法律案の提案の理由及

び主要な内容であります。

第四は、漁業協同組合連合会につ

ます。今御説明ありましたようにわが

採用して、許可ワクを漁業の実情に即

といたしまして、母船及び

母船式漁業につきましては、母船及び

母船式漁業につきましては、母船及び

母船式漁業につきましては、母船及び

導をして直していきたいというふう
考えております。

それからもう一つ漁業権につきま
して、団体管理の区画漁業につ
きまして、新規な漁場におきま
して、漁業協同組合というものを優先的に
取り扱っていくこと、ほかに、
もう一つは真珠養殖につきま
して、これはいろいろ実は免許について問題
ございましたが、従来どおりの経験者
優先という形をとっておりますが、真
珠の新しい漁場につきましては、こ
れはいろいろ問題もございまして、そ
の地先の漁民が全然使えなくなるという
ようなことにならぬように、協同漁業
組合が利用するというような場合には
ほかの場合でございまして、経験者が
過半の場合に初めて経験者とみなす
というようなことになっておりますが、
真珠の場合におきましては、経験者が
一人でもあれば経験者とみなして
ほかの真珠養殖業者と同等の取り扱い
をして同一順位としてものを考えてい
こうというふうな例外の規定を置いて
おります。

それから漁業権の第四番目ござい
ますが、存続期間の問題がございま
す。存続期間につきましては、実は現
行法どおり原則として共同漁業権は十
年でございまして、その他の漁業権は
五年間ということにいたしてございま
す。しかしその中で大規模の魚類養
殖、あるいは真珠の養殖につきま
して、資本の投下量あるいは生産期間が
非常に長いというふうなことを考えま
して、実は十年にするということに
いたしております。また現行法では更新
制度ということがございまして、附則
でこれは当分の間適用しないというよ

うなことをいたしておりますが、今度
の改正点では、ある期限が来まし
たらばみんな更新でなくてその漁場をど
う使うのだという新しい目でその漁場
を考えていくというふうなことで、更
新制度ということとは実はとっておらぬ
わけでございますが、この点に
ついていろいろ問題がございまして、
実は衆議院のほうでいろいろ修正が
あったわけでございます。

それから第五点でございますが、漁
業権につきまして従来は移転につ
きまして法は認めてございまして、附則
でまだこれを当分適用しないとい
うなことをいたしてございまして、い
ろいろ資本導入その他の点を考えま
すと、定置漁業権なり、あるいは組合が
持っている漁業権以外の区画漁業権と
いうようなものにつきましては、一部
抵当権の設定、移転等を認めてもい
いられないか、ただしその場合でも
漁業権の免許につきまして適格性とい
うようなことをやっておりますので、
移転する相手も適格性がなければい
ぬというふうな制限はございまして、
また知事の認可にかけるというふうな
ことで、この漁業権がせつかく免許し
たものが転々また移動して資格のない
ものになったりしないようにとい
うようにいたしてございまして、条件をつ
けてまして移転は認めたいというふう
なことをいたしてございまして、
改正でございます。

次は許可制度でございますが、許可
制度は大臣許可と知事許可という二つ
ございまして、
改正を加えましたのはおもに大臣許
可制度でございます。

大臣許可につきましては、今政務次
官からその御説明がございましたよ
うに、今の漁業法におきましては指定遠
洋漁業ということ、大型捕鯨、以西
トロール、以西底びき、遠洋カツオ・
マグロというふうな名前をあげまし
て指定遠洋漁業ということをや
っております漁業のほかに、法律の六十五
条でこれは省令で大臣許可がござい
ますことになっております。この漁業
法をやります場合には大型捕鯨業、以
西トロールというものは資本漁業であ
るといふようなことでございまして、
ふうにあげてございまして、現在考
えてみますと、省令でやっております中
にも母船式漁業でございましてかとい
うものはみんな実は省令で規定されて
ございまして、法律上これを区別するとい
う理由もございませぬので、今度は一
本に実をいたしまして指定漁業とい
うなことにいたしてございまして、
また現在はそのほかに指定漁業に
つきましては、新規漁業の場合原則
として引きでやる、文字どおり平等
主義といふべきか、そこに政策意図等
を加えないで全部引きでやるという
ようなことになっております。また継
続許可といひまして、だれでも転々
買といひますか譲れるというふうな形
になっております。これにつきま
して、今度、今の先ほど申しました
指定漁業とその他の漁業を区別する理
由もございませぬので、改正をいた
しましたし、引き、承継許可というよ
うなことにいたしても実は改正を加
えたいわけでございます。それはさ
ういふことをやっておりますと、実は許可等が
非常に権利化する、あるいは資本の
ある人にはだれでも買えるというよ

うなことになっておりますので、非常に集
中してしまふという面も見られます。
今申し上げましたように引きとい
うことでやりますと、政策意図が全然
入り得ないというふうなこともござ
いますので、今度は沿岸から沖合に出
ていくとか、あるいはどうして資源
の問題、国際的な問題で転換されな
ければならぬ、あるいは乗組員の人が自
立して経営者になりたいというよ
うな場合には、今後は新規許可を認め
ようというふうなことに実は変えま
したので、今の引き方式というよ
うなことは実はなくしてしまつたわけ
でございます。それと一語に先ほど申
上げましたように指定遠洋漁業とい
うものとほかを区別してございま
す。指定漁業としまして、政令でこ
れをきめていこうというふうな改正を
いたしたわけでございます。

許可漁業の第二点でございますが、
これは、現在は中審とか、そういう中
央漁業調整審議会とか、そういうと
ころにも全然かけませぬ、公示もせず、
行政庁で許可をするという形をと
っておりますが、今度は一定期間前
までに、大体三カ月前までに公示を
して、大臣許可としてこういうもの
について許可をしますというふうな
ものでも公示制をとろう、オープン
にしてやろうじゃないかというよ
うなことをいたしましたの一点で
ございまして、
それから、先ほど申し上げましたよ
うに、新規の場合は引きとい
うようなこと、ございまして、今度
は政策意図を入れまして、先ほどのよ

うな、沿岸から沖合へ出て行きますと
か、あるいは従事者が自立したい、経
営者としてやっていくというふうな場
合でございまして、あるいは一ぱい
船主が二はい船主になるというよ
うな、経営の安定をするというふうな場
合には、やはり基準をきめて、そ
ういう基準で政策意図を入れて許可を
していこうというふうな基準を作
ります。今申し上げましたように、許
可基準を作りまして、公示制をと
っていくというのが原則でござい
ますが、ただ例外をいたしましては、一回許可
をもらった船舶の入れかえをするとい
う当然の場合は、公示制をとらぬ場合
がございまして、
それから先ほど、だれでも転々許可
が移ることを認める、現在の法律は
うなっておりますので、いろいろな
集中化、権利化という弊害が出て
いるというのを申し上げまして、原則
としては、今度だれにでも売れるとい
うようなことでなく、許可を承継でき
る人を制限しようというので、先
ほど申し上げましたような新規の許可を
するということ、政策意図を入れま
すということ、これを申し上げたが、
そういう人に限って譲り受けることが
できるというのをいたしまして、従
来のように、だれでも売れるとい
うようなことは、実は
はやめたわけでございます。

それから、許可漁業につきま
して、そのほかにとりましてもう一つの考
え方は、一斉更新制度をとろう。現
在は、実は許可の期間は五年以内で
ございまして、カツオ・マグロの例
をとって申し上げますと、一斉に
ある時期がきたときに許可の期間
が切れるのではなくて、ばつばつと許可の期間が

は、沿岸から沖合へ出て行きますと
か、あるいは従事者が自立したい、経
営者としてやっていくというふうな場
合でございまして、あるいは一ぱい
船主が二はい船主になるというよ
うな、経営の安定をするというふうな場
合には、やはり基準をきめて、そ
ういう基準で政策意図を入れて許可を
していこうというふうな基準を作
ります。今申し上げましたように、許
可基準を作りまして、公示制をと
っていくというのが原則でござい
ますが、ただ例外をいたしましては、一回許可
をもらった船舶の入れかえをするとい
う当然の場合は、公示制をとらぬ場合
がございまして、
それから先ほど、だれでも転々許可
が移ることを認める、現在の法律は
うなっておりますので、いろいろな
集中化、権利化という弊害が出て
いるというのを申し上げまして、原則
としては、今度だれにでも売れるとい
うようなことでなく、許可を承継でき
る人を制限しようというので、先
ほど申し上げましたような新規の許可を
するということ、政策意図を入れま
すということ、これを申し上げたが、
そういう人に限って譲り受けることが
できるというのをいたしまして、従
来のように、だれでも売れるとい
うようなことは、実は
はやめたわけでございます。

であれば、これは、現在、准組合員になつておりますが、この程度までは正組合員にしてもいいじゃないかということ、法律の改正をいたした次第でございませう。そのほうが、経済団体として共同販売事業なんかをやつていく上に、あるいは信用事業をやる上に、むしろ適当だということ、一部の法人を正組合員にしたわけでございます。

それからもう一つ、正組合員の資格につきまして改正しましたのは、経営者と従事者という考えで、従来は業種別組合、御承知のように、カツオ、マグロの業種別組合でありますとか、まき網の業種別組合というものがございませうが、こういう組合につきましては、従来でも正組合員にできるということになつておるのでございませうが、今度は、地区の漁業につきましても、均一化をはかつていくというような意味で、経営者だけで組合を作ろうというときには、正組合員にしようということには、そういう組合も作り得るということにしたわけでございますが、ただしこういふことをいたしますと、現在、正組合であった人が、全然排除されてしまふことになりまふので、附則で、二年間の間に定款を変更することができ、従来正組合員は、必ず正組合員としては残しておきなさいというふうな規則を置きまして、従来正組合従事者が、准組合員となり得た場合にも、組合の施設の利用ができるというふうなことにいたしました。

それから次に、議決権と選挙権を持たない准組合員の資格の改正でございませうが、これにつきましては、先ほど法人

人につきまして、一部正組合員にしたということをお願いしたのでありますが、法人につきましては、准組合員の資格は、従来三百人、三百トンという制限がございませうが、今度は使用漁船総トン数が千トンまでの人は、ひと准組合員として、組合の施設の利用等を考えていこうじゃないか。業種別組合につきましては、二千トン三百人以下で、二千トンというふうなそういう人も、准組合員にでき得るというふうないたしました。また水産加工業者につきましては、これも協同組合の施設を利用することが適当じゃないかということ、准組合員の資格を与える。あるいは小規模な水産加工業者につきましても、准組合員の資格を与えるというふうなことにいたしました。准組合員の資格を非常に広げましたこと、自営をする協同組合がまたほかの大きな協同組合に加入するということもございませう。これも准組合員の資格を与えるというふうなことで、範囲を広げてございませう。

これが今度の水協法の改正の一番大きな点でございませうが、そのほかに、漁業協同組合の管理運営の円滑を期すために、若干の規定の改正をいたしております。その中で、項目を拾つて申し上げます。従来五分であったものを八分上げますとか、あるいは役員関係につきましても、従来よりも責任を明確にするというふうな規定を置きましたこと、あるいは協同組合の合併をやつておりますので、そういうことで地区の拡大があります。そういう

場合に、総会の成立の困難を緩和しますために、代理人が代理し得るのを、従来一人でございませうが、それを一人ないし三人にするというふうなことをいたしましたこと、あるいは漁業協同組合の設立の際に、だれでも二十人以上であればできるということ、漁業権自当等で漁業協同組合等が非常に乱立するおそれがございますので、今度は、たゞ、もうその目的が達成できない、事業の経営的基礎を欠くというふうなことを行政が認めました場合は認可をしない。あるいは認可後九十日たつても登記をしないというふうな、そういう組合につきましても、認可の取り消しをするというふうな、設立につきましても、若干の規制をするというふうなことをいたしております。

それから改正の第三点は、漁業の自営をします協同組合なり、あるいは生産組合につきましても、従来、従事者の規定を、やかましく三分の二以上が組合員でないといふようなこと、これを言つておりましたが、最近はいくら労働事情その他の関係もございませうので、この制限を緩和して、二分の一でもいいんじゃないかということにいたしました。ほかに、資本につきましても、生産組合につきましても、組合員の平均出資口数の二倍をこえてはいかぬというふうな制限をつけておりましたが、これにつきましては、制限をはずしまして、資本を持った人でも、そういう制限なしに、資本の導入ができるというふうなことにいたしました。

それから第四点は、協同組合連合会でございますが、この連合会につきましては、漁連の関係では、准組合員としまして、協同組合が出資している、いわゆる漁民会社というふうなものに、准組合員の資格を与えようとか、あるいは漁連に金融機関の代理業務をさせますとか、あるいは協同組合が直接組合を飛び越して、連合会からお金を借りようというふうなことが現在ではできないということになつておりましたが、こういうものにつきましても、組合が不振であるという理由で、なかなか個人が借りられなかつた、あるいは個人の資金需要が非常に大きいということ、組合自体がそんなに規模も大きくないというふうな理由で個人が借りられぬというふうなことがございませうが、今度は定款の定めさえあれば、個人が直接飛び越えまして、信連からお金を借りようというふうなこともできるというふうな改正いたしました。よなわけでございます。そのほか水産加工業協同組合等につきましても若干法人を准組合員にいたしますとか、二、三の改正をいたしております。それから現行法では、協同組合が一定の条件をこえるもの以外だけが独禁法の適用除外になつておつたというふうなこともございませうが、これは全部のものを独禁法の適用除外にしようというふうなことにいたしました。若干組合の監督強化、あるいは全水協につきましても、あるいは通常総会にきまして便宜を与えるというふうな二、三の点の改正をいたしました。協同組合法の改正は、先ほど申し上げましたように、組合員の資格というものにつきましても、一部限定し、一部広めまして、水産業協同組合が経済団体として、ある程度スポットを当てました。

経済団体として活動しやすいうふうな修正をいたしました。おの点でございませう。だいが長くなりましたが、以上が補足説明でございます。

○委員長(櫻井志郎君) 引き続き漁業法の一部を改正する法律案の衆議院における修正点について説明を聴取することにいたします。

○衆議院議員(田口長治郎君) 漁業法の一部を改正する法律案に対する修正点につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、第四十回国会内閣提出、参議院送付にかかる漁業法の一部を改正する法律案は、最近における漁業の実態の変化に即応して漁場利用の合理化をはかり、漁業生産力の向上に資するため、漁業権制度の改正を初め、漁業許可制度を整備し、あるいは、漁業調整機構を改善する等、漁業制度全般にわたつて改正を行なうとするものであります。なお、沿岸漁業の生産力を維持発展せしめる見地から、漁業の免許に関する規定につき若干の修正を行ない、沿岸漁業者の漁場を確保することに資することとする。また、改正法案が前国会において成立に至らなかつたことに伴ひ、施行期日の定め等につきましても、所定の修正を行なう必要が生じて参りましたので、衆議院において修正いたすこととした次第であります。

次に、修正点のおもな内容について御説明いたします。

第一点は、いわゆる漁場計画の策定

御説明いたします。

について基準を整備しようとする
ことであり、現行法においては、都
道府県知事は漁業の免許について、免許
の内容たるべき事項、申請期間等を事
前に決定すべきことを規定してありま
すが、この決定をする基準及びその時
期等については法定しておらず、関係
漁業者の不安を招いているうらみがあ
るのであります。

そこで、都道府県知事は、漁業上の
総合利用をはかり、漁業生産力を維持
発展させるために漁業の免許が必要で
あり、かつ、免許をしても漁業調整そ
の他公益に支障を及ぼさないと認め
るときは漁場計画を定めなければなら
ないことを明定することとしたことであ
ります。

また、漁業権の存続期間に切れ目を
生じないようにしようとする等々の
配慮から、この定めをする時期につ
いては、現に漁業権の存する水面につ
いては存続期間の満了日の三カ月前ま
で、その他の場合には免許予定日の三
カ月前までに必ず定めなければなら
ないこととするともに、さらに、海区
漁業調整委員会は、漁場計画を定める
べきことを都道府県知事に対し積極
的に建言し得る旨の規定を設け、これら
規定の適正な運用を期せんとする次第
であります。

なお、このことに伴いまして、都道
府県知事は、漁業調整その他公益上必
要があると認める場合には漁業の免許
をしてはならない旨の規定は削除いた
すこととしております。

第二点は、施行日を改めることであ
ります。

前国会において本法案の成立を見る
ことができなかった関係から、漁業調

整委員会の構成及び委員の任期、玄海
連合海区漁業調整委員会の設置、ある
いは、中央漁業調整審議会の構成等の
施行期日については、昭和三十七年八
月十五日からあるのを同年十月一日か
らに改め、当然のことではあります
が、新法の成立後すみやかにこれに移
行することとしたのであります。

第三点は、漁業調整委員会の構成の
改正等に伴う経過規定を改めること
であります。

すなわち、去る八月八日に海区漁業
調整委員会の一般選挙が実施されたこ
とに關連いたしまして、昭和三十七年
十月一日に現在在任する海区漁業調
整委員会の委員、すなわち、今回の選
挙によって選出された委員は、選出さ
れた委員の任期及びその委員が在任す
る間の委員会の構成、あるいは常設の
連合海区漁業調整委員会の委員の任期
等については従前の例によることとし
、また、改正法案の規定に即し、常設
の連合海区漁業調整委員会の互選によ
る委員は、選出母体たる海区漁業調
整委員会の選挙による委員がすべて
なくなつたときはその職を失うことと
する等所定の経過措置を講ずること
としてあります。

第四点は、中央漁業調整審議会の委
員の任期の満了日を改めることであ
ります。

今回審議会の構成を改めていること
に伴って、昭和三十七年九月三十日
に現在在任する委員の任期は、その日
に満了することに改め、同年十月一日
から改正法による構成で新発足するこ
とを期しているのであります。

以上が修正の趣旨及びその概要であ
ります。

何とぞ各位の御賛同をお願いする次
第であります。

○委員長(櫻井志郎君) これより質疑
に入ります。

議事運営の都合上、まず衆議院の修
正点について御質疑のある方の御発言
をお願いいたします。

○森八三君 たいま議題に供され
ております二法案につきまして、す
でに前国会におきまして、本院が先議
という関係におかれておりました関係
上、この委員会では相当長時間にわた
りまして同僚各委員の諸君から熱心
に質疑が行なわれました。最後に採決に
あたりまして、区画漁業権の問題を
めぐって、必ずしも各委員の意見が一致
を見るというわけには参りかねました
状態でありました。そのために、ある
いは修正案が提案をせられ、さらに附
帯決議等につきまして、いろいろの措
置が講ぜられました結果、結論として
は、政府の原案が多数で可決せられま
す。今回衆議院に送付になったわけ
であります。今回衆議院のほうにおきま
しては、それらのいきさつ等をも十分
に御勘案をいただきましたこと、沿岸
における漁業の実情をつぶさに御調査
になり、あるいは実情の把握をいた
だきまして、漁業法の一部について時
代に即応するように改正をされたわけ
であります。この趣旨は、改正の趣旨
は、私どもがこの委員会で論議をいた
しました際に修正案の形になって提案
せられました趣旨を、表現の方法にお
きましては非常に異なっておりますが、
現するけれども、実質的にはそれを具
現するようになされておるものと私は
させていただきますの田口先生の説明を聞きまし
てさように理解をいたしましたのでありま

す。この理解にあやまちがないとい
たしますれば、衆議院におきます修正
はきわめて適切妥当でありまして、私
はこの措置に心からの敬意と感謝を表
しますものであります。

そこで、念のために二、三の点をお
伺いをいたしておきたいと思ひます
が、この修正の結果、こういうよう
に理解してよろしいかということであ
ります。きわめて端的にお伺いをいた
しますが、漁業調整上の必要がないとい
う場合、それから公益上支障を及ぼさ
ないというこの二つの前提に立ちま
して、現に漁業権の存在してござい
せん知事管轄の水面につきましては、修正
によりまして三カ月前以前までは、修正
の三カ月前までに漁場計画を立てな
ければならないというふうになりまし
たわけでありまして、その二つの事
由の存在しない限り管轄水面につ
いては、定められております日時まで
に必ず漁場計画を立てなければならぬ
ことと理解してよろしいか、これが一
点。

それから第二点は、現に漁業権の存
在いたしております管轄水面につき
ましては、同様二つの事由に反しない
限り、切れ目のないように必ず漁場計
画を立てて告示をしなければならぬ
というように了解してよろしいかど
うか、当然なこととは思ひますが、こ
の点を念のために本法の趣旨として
お伺いをいたしておきたいのであり
ます。

○衆議院議員(田口長治郎君) 漁業法
改正につきましては、区画漁業権の問題
につきましては、非常に御深慮御研究
いただきました次第でございますが、
この問題につきましては、今度の漁業
法改正自体は、この水産事情の変遷に

伴いまして機動的に運用ができる
こと、さようなことを一つのねらいとし
ております関係からいたしまして、
漁場を固定するということとは極力避
けなければならぬ、政府の考えからい
ましてその点は避けなければなら
ぬ。ただし、今、森先生からお話し
になりました区画漁業権につきましては
は、最近の経済事情その他から、臨海
工業地帯の設置だとか、あるいは干拓
だとかいろいろの浅海にほかの部門の
仕事が増加してきて、さような関係か
ら、地方長官といたしましては、さ
うなことがあってはいけないわけ
でございますけれども、不作為に漁業権
を設定すべき所、あるいは設定して
ある所、そこに対しては漁業権の存続期
間を短縮したり、あるいは漁業権を設
定しなかつたり、こういうような所も
一、二あるのでございまして、かくて
は沿岸漁業者が生活の道を断たれて
しまつた次第でございまして、この点
はひとつあらゆる方法を講じて守つて
やらなければならぬ。この漁業権に弾力性
を持たせるといふこと、沿岸漁業者
の生活権を守ること、この二つのこと
をどういう方法でやるかということに
つきましていろいろ長く研究をしたの
でございまして、漁業権の設定には漁
場計画ということが前提になっており
ますから、地方長官にこの漁場計画を
設定しなければならぬという義務を
つけること、それから漁業権に切れ目
が生じてはいろいろなことが起こりま
すから、切れ目が生じないように、三
カ月前に、漁業権のある所も漁業権
のない所も漁場計画を設定させよう。な
お地方長官がぐずぐずしておる場合に
おきましては、漁業調整委員会が積極

的に御勘案をいたしたものでありま
す。

七

的に漁場計画を策定しなさい、こういうことを地方長官に進言をして、その点が誤りのないようにしようという点がこの修正でございますから、全く森先生のお話しのとおりでございますから、さよう御承知願いたいと思ひます。

○森八三一君 ただいまの修正提案代表田口先生のお話しで、私のお尋ねいたしましたとおりにこの修正の内容は規定されておるのだということでありまして、その点はまさに前国会で論議をいたしましたことについての具現がなされたものとして、私は非常に喜ぶわけでございます。そこで、さらに具体的にお伺いをいたしたいのですが、これはむしろ修正提案者よりは農林省にお伺いをすべきであらうと思ひますので、水産庁長官にお伺いいたしますが、ただいま本法の解釈について確認がなされました。それには二つの前提を置いておったわけであります。

その第一点は、公共に支障を及ぼさないという前提があります。これはもういかなる場合であっても当然なことであるのでありますが、しかしながらともいたしますと、この公共ということがいたすに歪曲せられて解釈をされる場合あるいは拡大解釈をされる場合ということを見るのであります。そのために、さなきだに非常に経営上困難を呈している零細漁民の諸君が困難を呈するという事例がしばしばある。それが摩擦を招来して社会不安を惹起するというようなことまで発展を起している事例はいたるところに散見をしております。本法の改正に伴いまして、ただいま田口先生からお話がありましたような趣旨が十分に具現され

ていかなければならぬものでありますので、さような拡大解釈、歪曲解釈等によって問題を惹起しないようにしなければならぬと私は考へる。つきましては、その公共のとか公益のとかいうことに支障云々ということにつきましても、これは相当ワク締めをした明確な解釈を下しておくべきであらうと思ひます。その法律改正については当然かどうか、常識的には、公共といえはわかっております。わかっておりますが、実際的にはなかなかその適用ということは融通無碍であつて、むずかしい。むずかしいところに問題がある。だからこれをはつきりしておくということが、この法律改正については当然必要な措置である、こう思ふので、今後行なわれんとする措置と申しますか、公共の意義、定義と申しますか、それをどう考へていらつしやいますか、それが、そのことを実現させるための措置をどうとられようとしておるか、そのことを水産庁長官にお尋ねします。

○政府委員(伊東正義君) 現在の漁業法では、公益といつて例示をしております規定が三十九条にございまして、船舶の航行でございましてか、停泊、係留、水底電線の敷設その他公益上必要があるというふうな、公益の例示をした規定が三十九条にございまして、公益でございまして、これはやはり受益者は不特定多数に及ぶ利益だということに解釈すべきだと思ひます。具体的な例でございまして、水産庁といたしましては、土地収用法に、土地を収用なり使用することが出来る。公共の利益という事業を列挙してございまして、たとえ

ばその中には港灣法による港灣施設でございましてか、あるいは漁港法による漁港施設、海岸法による海岸保全施設、航路標識法による航路標識とか列挙した事業がございまして、こういう事業が私ども公益、公共の利益となる事業というふうな解釈をすべきだと思ひますので、その法律の適用にあつては公益上云々というふうな場合には土地収用法の三條に列記してある事業でございましてか、あるいは都市計画法によつて土地の使用なり収用ができる都市計画事業というものがございまして、こういうものというふうな限定を以てして解釈すべきであらう。かりに、埋め立てて工場を作るのだからそれは公益だというふうには、これはならぬのだというふうな解釈をいたしておりません。でありますので、この法案を御審議願ひました上では、水産庁としては、こう考へるといふようなことを御知事等に通過で出すというふうな措置をすれば、その点をはつきりするのじやなかろうかというふうな考へております。

○森八三一君 ただいま長官のお話しで、公益の定義、範囲等につきまして、漁業法なりその他の土地収用法なりに厳格な規定がある。その厳格な規定の範囲内にとどめる。これはもう当然のことであるので、そのことを通過等の形式において実施をいたしたというのを言うておられますが、その中にはやはり「その他」というふうな、具体的に「その他」といふやうな、具体的に「その他」といふやうな、最後に「その他公益上」とか何とかま

九條にいたしまして一番最後のほうには、今お読み上げになりましたように、またここで一つ拡大解釈をなし得る余地が与えられておるといふように私は考へるのであります。そういう場合の具体的に列挙、例示をして通過をなさるお考へであるのかどうか。それから港灣整備、それから港灣計画といふことは、これは土地収用法のほうです。どこかでその公益の目的になつておる、私もそのことは理解をいたします。しかしその港灣計画といふものがどの範囲までが港灣計画であるかといふことは、これは非常にむずかしいことになると思ふので、港灣を整備いたしましたとして、その港灣の活用を十分にはかかっていきますためには、その背後にあるいは産業を興す地点を造成することも港灣の整備だと解釈すれば解釈ができぬわけでもないと思ふので、ね。だから港灣計画といふものは、確かにその字句から受ける感覚としては公益であると思ひます。思ひますが、その内容としてはそれに便乗して拡大的造成等が行なわれることも含んでくるのではないかと。そういうような措置を従来とも港灣計画に便乗して政府の補助をもらつてやつておつた事例が私にはあると思ふので、そういうことであると思ひますので、そういうことまで明確にその例を示して通達なさるといふ所存であるのかどうか。その点が抜けてくるならばやはりさうなのですが、いかがでございますか。

○政府委員(伊東正義君) 森先生の御話しによりますと、今三十九条には、「その他公益上必要がある」と確かになつておりました、何が公益かといふことであるという問題があらうかと思ひます。実は農地局等でも従来は干拓というような場合には米の増産だと當異論がありまして干拓優先といふようなことでやつたことがございまして、最近これはやはり漁業者が反対の場合には干拓はしないといふことで運用いたしておることもございまして、でありますので、若干時代によりましてその公益等につきましても、その考へ方の進歩といふことはあり得ると思ひますが、しかしそれはそのときと直せばいいことと申しますから、先生のお話しによりましたことにならぬように、やはり限定的に列挙いたしました。こういう場合に限るのだといふやうなことで運用したほうがいいのだらうというふうな思つておられます。港灣の場合も、これは農林省だけではない、港灣の中でもいろいろとございまして、港灣の中でもいろいろとございまして、港灣の中ですら、こういふところといふやうなことが具体的に例示できれば、運輸省と相談した上でそれもきめまして、通達したい。要するにははつきりして、あまりあいまいな解釈は残さぬやうにして運用したほうがいいだらうというふうな、私は現在思つております。

もう一点、この規定にもございまして、知事さんが免許しないという場合には、衆議院の修正で、海区調整委員会が知事さんに積極的に意見を述べることが出来るという規定も入つた

は、「その他公益上必要がある」と確かになつておりました、何が公益かといふことであるという問題があらうかと思ひます。実は農地局等でも従来は干拓というような場合には米の増産だと當異論がありまして干拓優先といふようなことでやつたことがございまして、最近これはやはり漁業者が反対の場合には干拓はしないといふことで運用いたしておることもございまして、でありますので、若干時代によりましてその公益等につきましても、その考へ方の進歩といふことはあり得ると思ひますが、しかしそれはそのときと直せばいいことと申しますから、先生のお話しによりましたことにならぬように、やはり限定的に列挙いたしました。こういう場合に限るのだといふやうなことで運用したほうがいいのだらうというふうな思つておられます。港灣の場合も、これは農林省だけではない、港灣の中でもいろいろとございまして、港灣の中ですら、こういふところといふやうなことが具体的に例示できれば、運輸省と相談した上でそれもきめまして、通達したい。要するにははつきりして、あまりあいまいな解釈は残さぬやうにして運用したほうがいいだらうというふうな、私は現在思つております。

もう一点、この規定にもございまして、知事さんが免許しないという場合には、衆議院の修正で、海区調整委員会が知事さんに積極的に意見を述べることが出来るという規定も入つた

です。

○政府委員(伊東正義君) 今御指摘の、全然今まで漁業計画のなかつた場所には海区調整委員会からは、漁業計画を立てたらいよいよというところで、知事さんは免許をしない、漁業計画を立てないという場合もありました。それは従来あったところについて免許したい場合と一緒に、その場合も事前に農林省に協議してもらおうという中に入れたほうがよいと思います。従来はそこまでは実は通達の中に考えておりませんでした。御指摘のような場合にも通達に入れます。ここにも、この場合に検討する余地があるようにしておいたほうが私はいいと思えますので、それを含めました通達を出そうと思います。

○森八三三君 何か今までの他の先生の長官に対する質疑応答を聞きまして、この改正の結果は、前国会の際に当委員会が提案せられました、具体的に申しますれば既存の特定区画漁業権につきましては、原則として延伸する措置を講ずべきであるという趣旨が、これを通して実際的には解決されたというように私は理解をいたしました。今までの御説明ではそうなるということを了解いたしましたし、現に漁業権の存在しておりません地域につきましても、積極的に漁場の開発、漁場計画を立てて漁業権を認めていくというように措置をするという前向きな措置が、この改正によって行なわれるということをよく理解をいたしました。非常に心配されておる公益上の必要という点に藉口する点については、誠にこれを規制をする。そのためには通達を出すのみならず、さような

措置をせんとする場合には、事前に農林大臣に協議をせしめまして、何らかの大臣指揮を仰いだ上でやるというところが明確になりましたので、前国会におきまして論議いたしました延伸が実質的にここで具現をしたというふうな理解をいたしましたので、私の質疑はこれで終わります。

午後一時五十九分休憩

午後一時五十二分開会

○委員(櫻井志郎君) ただいまから委員会を再開いたします。午前中に引き続き漁業法の一部を改正する法律案及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案を一括議題とし、質疑を行なうことにいたします。質疑のある方は、順次御発言を願います。

別に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(櫻井志郎君) 御異議ないと認めます。これより討論に入ります。両案に対し御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○安田敏雄君 本法案は過ぐる第四十国会ですかの会期末に私も政府案に反対いたしました。衆議院へ送付された案を含めて審議の運びになっておる法案でございますが、すでに前国会において、私も原案について反対をして参つたものであります。その理由としまして、最近のこの資本制漁業の中で、沿岸漁業に対しまして、かなり

極度の二重構造が発生して参りまして、その漁業の実態はきわめて不健全な姿を現わしているという状況にかんがみまして、わが社会党におきましても、過ぐる国会に漁業基本法を提案いたしました。これと同時に漁業法の一部改正法案と、漁業協同組合法の一部改正法案について提案したのでございます。

そういういきさつからいたしました。私も当時提案理由の説明にもございまして、反対いたしましたわけでございますが、その内容は前の国会において清澤委員のほうから申し述べてございまして、重複を避けまして、理由にございまして、当時の会議録を御参照願います。ことにいたしまして、本法案につきましては、衆議院において一部修正が行なわれまして送付されて参りましたけれども、その修正点におきましては、確かに前国会の際におきましての附帯決議に対して、相

満足を至るまでには至っておりませんけれども、賛意を表するものでございまして、私も対案を出している点と、また党が主張しておりますところの漁業計画の問題におきましても、漁業権その他の問題におきましても、あるいはその他の問題におきましても、まだ満足するに至っておりません。したがって、修正案を含めて、原案に對しまして、反対の意見を表明する次第でございます。

○天田勝正君 民社党はただいまの漁業法の一部改正法律案、水産業協同組合法の一部を改正する法律案に賛成を

いたします。

その理由は前国会におきまして、本委員会において各委員が熱心に審議された結果、それぞれ欠陥といわゆるべきものを提示いたしました。結果におきましては、政府案が通りましてこれが衆議院に参つたのであります。しかし今回衆議院で御検討の結果、われわれが当時不足部分につきましては附帯決議として議決をいたしました部分に相当ものが改善されて参りました。すなわち本委員会においては五つの点について附帯決議を出したのであります。そのうち法律に明記しなればならない点の第一の管理漁業権の共同申請にかかると、それから第五番目に付しました区画漁業権との更新、あるいは特定区画漁業権の問題等の問題につきましては、これが解決を見ました。

あと三項目であります。これは必ずしも法律に明記されなくても処理ができる問題でありまして、この三つにつきましては、意見提示はされておりましたが、先ほどの理事会におきましてこの三つの点につきましては附帯決議をつける旨が了解されましたのでこれに賛成したいと思います。

特に前国会において強く私が主張いたしましたのは、中央漁業調整審議会の委員の任命、これは学識経験者でありますから、いかなるものを任命しようとも法律に特段現在以上に書く必要はないのであります。実態をいたしましては漁業従事者の意見はさらに反映されたいという状態を今日まで続け参りましたが、この漁業従事者の代表をこれに審議会の委員に加える。こういうことであります。これは衆議院

院のほうでもお気づきになられたと見えます。これが附帯決議としてつけられております。さらにまた、今までの指定漁業についての許可にあたりまして漁業に関する法律の違反者はこれを取り消す等の処置がなされましたけれども、私どもが強く主張いたしました点は、漁業のみならず労働に関する諸法令に悪質な違反者があつた場合には、これに許可しない、また許可したものは取り消す。こういうのを加えるべきがしかるべきである。これも先ほどの理事会において各派了承されましたので、この三つの点につきましては附帯決議がつけられるならば、私どもは本改正に二法案とも賛成したい、こう存じます。

○森八三三君 私は大だいま議題になつております漁業関係二法案に對しまして、衆議院送付の案に賛意を表する次第であります。先刻来、各委員から御発言もあつたように、本件は前国会で相当長時間にわたりました。本院の先議で審議を尽くしたのであります。その結論をつける際に、最近の一般的な傾向、事情等からいたしました。もちろん国の発展のために経済、産業の伸長発展をはからなければならぬことは申すまでもございませぬが、そういうことにはやともしたしと便乗いたしまして、必要以上に沿岸漁民の権益がむしばまれていくというような情勢がないわけではございませぬので、そんなことからいたしまして、零細な漁民諸君にいたらずなる不安の念を与えました。不測の損害を与えるというふうなことがあつては相ならぬわけでございますので、そういうような場合を調整

につきましては、米の占める部分がどのくらいかということ等を算定して見ておられるということでございます。さらに取り扱い数量等についても、一農協がどのくらいのものかというように、そういうことを基礎にして先ほど申し上げた五十円といたうものを算定しておられるわけでございます。

○森八三一君　そういう抽象的な説明では理解がいたしかねます。そこで五十円という手数料を決定されておられる内容として、おそらく私は一つの農業協同組合が平均化したしまして何石とか何俵とか取り扱っておられる。それにはどれくらいの倉庫が保有されておられる、そしてそれは何人ぐらいの人が働いておられる、その働く人の中にもはいっけなんかをやる労働者の人もありますし、あるいは記帳処理をする事務員的な存在もありましょう、さらにはまた共通費としてその全体を統轄しておられます役員的な存在もありましょう。そういうことについて一定の基礎的な標準的なものを策定して、そのものが何俵を取り扱う、だからその総経費をまかなうのには一俵当たり幾ら、こういう数字が出てこなければ理論的ではないと思うのです。そういう数字があった上に、公務員のベースが上がり、さらには給料を上げていくということとであれば、人件費に関する限り一応納得できる。けれども、その他の物価にいたしまして、ずっと急上昇しておられるのですから、そういうものをどういふふうに見るかということが、ずっと詳細に説明されませんと納得できないのです。がしかし過去からさかのぼってずっとどういふ変遷をたどって

おるかということになりますと、非常に厄介な話になりますから、現在の五十円であつた妥当だとおっしゃっているのだから、その五十円について、申し上げますような根拠を明確にしたいだきたいのです。

○政府委員(大澤融君)　まず人件費と、先ほど申し上げました入庫はいつの費用、供通費、取り扱い数量、〔理事中野文門君退席、委員長着席〕

人件費につきましては主任が年間一名おられる。それから補助員が最盛期には三月間一名従事するというところで、公務員ベースを基礎にして七・一ということで見込んでおられます。それから入庫はいつの費用は、今申し上げたことですが、一人が七十俵扱うということと計算しておられます。それから共通費の問題は米の販売部門の二五物を配賦いたしまして、さらにこの販売部門中米麦手数料の占める割合を米は八三だ、これは主要米産県における米の数字の占める割合ということで計算しておられます。それから取り扱い手数料は、一業者の取り扱い数量の平均を一万一千八百七十俵ということで計算しております。

○森八三一君　今の資料ですね、まだ私はそれで十分でございます。それから、私は印刷をして現状の分析を資料として至急に御配付したかったと思つておられます。今お話しした主任が一名、補助員が三名、それは取り扱い数量一万一千八百七十俵の基礎に立っていらつしやる、こういうわけなんです。その一万一千八百七十俵というもので主任が一人、補助員が三人ということは、どこか実態調査の結果そ

ういふものが出ておると思つて、非常にどこを御調査をなすつた、その平均がそういうことであつたかということもあると思つておられます。ただ、いいかげんにきめられたものじゃないと思つておられます。でございますので、これは何年か先のことと思つておられます。そういうこともあればつけ加えていたいただきたい。同時にその主任一人というのは、これは一体その俸給を公務員ベースとおっしゃっているけれども、具体的に月給が一万円なのか、三万円なのか、どう見積もつておられるか、現在の給与体系というのは、月給、日給だけでなくして厚生費という費目で支給されておられるものもありませんし、あるいは年度末、盆等にボーナスとして出しておられるものもありませんし、それに法定のいろいろな何と云つても、福利施設といふものも、そういうもので出しておられるものもあると思つておられます。それから主任クラスは三万円月給だということなら、それに見合う福利厚生費といふものは幾らに見えておられるか、それから家族手当等の手当は幾ら見ておられるか、基礎数字はあると思つておられますが、そういうことの詳細にわたる数字、そういうこという基礎をお作りになつた一万一千八百七十俵といふものは、これが妥当かどうか、これはわれわれ検討いたしました数字が平均のものとして出してきたかということをお示ししたか、同時に、その他のことにいたしましても、事務をいたしますこととございまして、通信費だとかそれに伴う消耗品だとか要るでしょう。そういう

うものの積算の根拠があるはずなんです。それから倉庫の償却にいたしましても、一坪当たり幾らの単価といふふうに見て、それを何十年なり何年で償却をするという法定償却年数もあろうと思つておられます。そういうものに当てはめていらつしやると思つておられるけれども、それも年間の償却を幾らに見積もつておられることなども、詳細な基礎資料があると思つておられます。なれば出てくるはずがないですから、それを一表にして御提示をいただきたい。それを拝見した上で、さらに私は機会をあらためて十分お尋ねをいたしたいと思つておられます。至急資料を御提出いただきます。できましようね。

○政府委員(大澤融君)　できるだけ詳細なものを用意したいと思つておられます。

○渡辺勸吉君　私はそういう経費の増高を問題にするものではなしに、この四十八円が三十年に決定されておられるのでありますから、その当時の委託業務と最近時における集荷団体の委託業務とは、かなり大幅に業務内容が累増しておられることは事実であります。そういう累増した委託業務の内容を、一体この手数料の中に考慮しておられるかどうか、その点をまず伺いたいと思つておられます。

○政府委員(大澤融君)　二年前にやりましたときと今とは、同じ予約制度をとつておられますので、農協にお願いをする、あるいはまた農協が米生産者の仕事の代行をするというようなこと、分量としては、もちろん数量はふえておられますからあれですが、単位当たり分量としては変わりがなく、この三十年に決定した四十八円当時の

業務は、供出割当制度における、生産者から政府に売り渡した米の入庫はいつけ及び支払い証券の発行に伴う業務の補助が中心であつて、その仕事の範囲で二十七、八年の業務をベースとして、そして三十年における人件費その他のスライドを業務費に、物価差として考慮してきめたものと承知しておられるのであります。それから以後予約制に変わりましたから非常に多くの仕事が増加をいたしておられるのであります。その点はたとへばことし出された三十七年産米の事前売渡申込集荷要領、長官から出ておられるのであります。その要領の内容を見ますと、第一には予約数量の決定と要請という仕事が増加しております。それからこの進捗を分解して見ますと、予約の推進という仕事も新たに増えておられます。予約申し込み取りまとめという仕事も出ておられます。概算金の受領事務という仕事もふえておられます。集荷の促進という仕事もふえておられます。受検計画の作成、受検の準備とか立ち会いという仕事もふえておられます。また新たに去年から農産物検査官の買入れ台帳の作成整備について協力の仕事もふえておられます。買入れ代金の受領支払いの仕事もふえておられます。概算金の精算及び返済を要する額の確認による返済の事務も新たに累加いたしておられます。特に通牒にもありますように、こ

とし新たに米の生産者別の買入れ台帳の作成とか、その整備の補助を長官から通牒で集荷団体に依頼をいたしておられます。そういうふうにおられることを不問に付して、割り当て制度当時の

ベースを単にそれらの要素にとらわれ
て取り扱ひ数量その他を見るところ
とは、非常に見方が片寄つておると思
います。そういう点について五十円と
いうものが新たにそういう要素が累年
付加されてきておる事態にもかかわら
ず、正当な計数として出されておるの
でありますか。

○政府委員(大澤融君) 三十年から予
約制をとりまして手数料を上げました
のは、三十年の九月だったと思いま
す。その前と予約制をとりましてから
の仕事の分量というようなことは差が
あるのは当然だと私は思いますけれど
も、そういうこともあつて三十年の九
月に集荷手数料の改正をしておりま
す。それ以後は制度としては何ら今日
まで変わっておりません。しかも、最
初心配しておりましたように米がうま
く予約制で集まるかどうかというよう
なことも、その後やってみると今日の
ように非常に円滑に予約が進んでおる
というようなこともありまして、ある
意味で仕事かふえておるといふ面があ
るいはあるかもしれません。しかし、
反面、仕事がか減つておるといふ
面もあります。そういうことは弾力的
に考へて全体としてはベースになる予
約制度というものは動いていないし、
非常に米が円滑に集まるようになった
というような事情もありますので、当
時のものと今のものとが大体において
変わりがないというふうに考へていい
のじゃないかというふうに考へており
ます。

○渡辺勤吉君 もう一回伺いますが、
特にことしから長官通牒で農産物検査
官が行なう米穀生産者別買入れ台帳
の作成及び整理に関する事務の補助を
行なう、こういう新しい仕事かふえて
おることについても、弾力性という抽
象的な表現で事務費が合理化されると
お考へですか。

○政府委員(大澤融君) 全体としての
仕事の分量というものは、大体しま
たときと同じものというふうに考へて
おります。

○渡辺勤吉君 非常に不親切な答弁で
納得できかねます。先ほど森委員から
要求した資料の中でこれはまた検討す
るので、あとは水かけ問答になるよう
なおそれがありませんので、一応この点
を業務の拡大による事務費の増大とい
うことは、どういうふうな数字の中に
弾力性という中に計数的に処理される
かを数字で拝見した上でまた質問を続
けたいと思つて、次に、この事
務、人件費の増高ということは公務員
のベース・アップ等に関連してやはり
農協職員の人件費等もこれは増高を来
たしておることは、これは事実でござ
います。農協のそういうものを具体的
に申し上げる前に、政府の管理経費
が一体どういう変遷をたどつておる
か、特にその中の人件費がかなり大幅
に増高しておると思つて、その点
の御説明をお伺ひしたいと思つて
います。

○政府委員(大澤融君) もちろん定員
はふえておりませんが、人件費
はベース・アップに応じて上がつてお
ります。詳細な数字は、私、今持ち合
わせさせていただきますが、おっしゃる
ように上がつております。

○渡辺勤吉君 それでは、私が拝見し
ました食糧庁の資料によつて、これが
確実であるかどうかを伺ひたいのであ
りますが、三十一年から三十六年の実
績を経て三十七年の予算に至る政府の
管理経費の動きが食糧庁から出されて
おりますが、その一石当りの政府の
管理経費の中で特に事務費は三十一
年を一〇〇といたしますと、三十七年
は一五三、五割三分の増高を資料は
示しております。三十一年の事務費は
一石当たり二百円と出ております。三
十七年の予算では三百六円という事務
費を予算上見ております。その間に五
割以上、人件費は、政府みずから管理
する事務、人件費の中で増高を認めて
予算に確保しておる。しかし、農協の
中において担当しておる人件費は五十
円という中にどれだけの係数をアップ
して見ておられますか。

○政府委員(大澤融君) 三十一年から
のお話ですが、集荷手数料のほう、
三十一年からどういふふうになつてい
るかというこまかい内容的なデータ、私
持ち合わせませんけれども、御必要と
あれば資料として用意をいたしたいと
思つて、昨年からことしに比べて
は、物価の値上がり約四割近いものが
あります。ベース・アップの七・
一の増率、そういうものを見ており
ますので、それに相当する部分が昨年
よりはふえておるといふことになると
思つて、なお、例年そういう見方を
しておられますので、そういう変わり方
をしてはいるのじゃないかと思つて
資料でまた御用意したいと思つて
います。

○温水三郎君 私も森委員と同じよう
に、この米の集荷手数料の五十円が妥
当であるとお考へになつておる。こ
の詳細なる資料を御提出願ひたいこと
を要求いたします。また、保管料の六
円十二銭についても同様でございま
す。これは資料をいたしたいからさら

に御質問を申し上げたいと思つて
が、ここでちょっと一言質問を申し上
げておきたいのは、三十年から三十七
年に至る集荷手数料の増率は、これ
は約四〇〇の値上がりになつてお
る。それから、国家公務員の給与ペー
スは実に六〇の増加に相なつてお
る。こういうようなことがはたして、
これは均衡を得たものと考えられるか
どうか、私は非常な疑問を持たざるを
得ないのであります。また農業団体
において調査いたしました百三十五農協
についてその集荷手数料の諸経費を見
なつておる。それで、かような実態を
農林省のほうではどういふふうな調査
をしておられるのかどうか。かつ最近
の農村におけるところのこの人のいな
い状態から見ると、実際ははるかに、
これ以上のコストになつておる。しか
し、農業団体あるいは農民としては、
そういうことはまず考へないで、ごく
妥当な公務員ベースというものを基礎
にしてこういう経費を算出をいたして
おるのであります。農業団体において
は、今日までかような集荷手数料、上
がらない集荷手数料というものがま
んして、何も不平を言っていないとい
うことについては、これは、こういう
ことを持ち出すといふと、基本の現在
の食糧法に若干の影響を及ぼしてはた
いへんだというところで遠慮をしたのだ
というふうなことを言つておられます
が、これは農林省においてもまたその
ような考へ方が一部あつたのではなか
らうか。その点について御質問を申し
上げること、それから、先ほど質疑
応答がございまして、非常に、何と申

しますか、よそ行きの言葉で質疑応答
がなされたのですが、単刀直入に申し
上げると、農業団体が集荷手数料の値
上げをしたので、例年に反して直ちに
集荷手数料を三十七年度は値上げしな
いという通牒が行なわれたというふう
に誤解されてもいたし方がないと思
うので、一体この辺の真意はどこにあ
るのか伺ひたいと思つて。

○政府委員(大澤融君) 早く出したの
は、先ほど申し上げたように、何ら他
意はないわけですが、早く出したほう
がいいということを出したわけであり
ます。それから調査等については、後刻
資料で、森委員からのお話しのござい
ました資料等で見たいだつたというこ
とになるわけでありまして、さらに、
マージンの比較をされましたけれど
も、三十年からのをお比べになつてお
られるようですが、これは先ほど申し
上げましたように、マージンと集荷
手数料別々の考へ方で、ことに算定要
素になつておつたのは、マージンのほ
うは、運賃でありますとか、あるいは
副産物というふうな、集荷手数料のほ
うには見られないようなものが算定要
素に入つておられますので、これは別々
の計算をいたしますので、ある年度か
らの上がりが合差があるというよう
なことが出てくるのはやむを得ない点
じゃないかと、こう思つて。

それからさらに何か制度と関連して
というふうなお話もございましたが、
ただいま集荷手数料をやりました際
に、制度と関連してものを考へるとい
うふうなことは、私どもとしては、た
だいま何もないわけでございます。

○森八三三君 関連。今の温水委員の
質問で、集荷業者の人件費と配給業者

○政府委員(大澤融君) 早く出したの
は、先ほど申し上げたように、何ら他
意はないわけですが、早く出したほう
がいいということを出したわけであり
ます。それから調査等については、後刻
資料で、森委員からのお話しのござい
ました資料等で見たいだつたというこ
とになるわけでありまして、さらに、
マージンの比較をされましたけれど
も、三十年からのをお比べになつてお
られるようですが、これは先ほど申し
上げましたように、マージンと集荷
手数料別々の考へ方で、ことに算定要
素になつておつたのは、マージンのほ
うは、運賃でありますとか、あるいは
副産物というふうな、集荷手数料のほ
うには見られないようなものが算定要
素に入つておられますので、これは別々
の計算をいたしますので、ある年度か
らの上がりが合差があるというよう
なことが出てくるのはやむを得ない点
じゃないかと、こう思つて。

の人員費はそれぞれ別に計算をしてお
る。それはそれでいいと思いますが、
その場合に、三十年から三十七年に至
るその間に配給手数料の中に含む人員
費は何の上がり、集荷業者に関する人
件費は何の上がり、集荷業者に集荷
でなしに、人員費だけでどうなってお
りますか。三十年、三十七年の双方の
狂いがどうなっておるか。

○政府委員(大澤融君) ちよつと今出
ませんから、計算してお見せいたした
いと思ひますが、私申し上げたのは、全
体のマージン、それから手数料を計算
いたしますときに、卸小売のマージン
のほうは集荷手数料のほうに見られな
いような、たとえば俵というような副
産物ですとか、あるいは運賃の値上
りとか値下がりというような別の項目
が入ってきます。だからそういうこと
で別々の上がり率になるのはやむを得
ないじゃないか。しかし今言つた人
件費、これはもちろん両者同じような
歩調でやっております。どのくらいの
割合になるかということ、ちよつと
今数字がございませんので、ちよつと
お見せしたいと思います。

○温水三郎君 後刻資料をいただきま
してから詳細な質問を申し上げます
が、大体質問はその資料のあとにした
いと思ひますが、ただちよつと
も、これは別に申し上げるほどのこと
もございませんが、予約が順調に進ん
でおると、いかにも自然に、今の集荷
が順調に行なわれておるようなお話の
ようでございますけれども、これに對
しましては農協は血みどろの努力をし
ておるよに聞いておるのでございま
す。やはりそういう面のこともお考え
おきを願ひたいと思ひるのでございま

す。質問はまたこの次の機会に譲り
ます。

○委員長(櫻井志郎君) 次に、カラマ
ツの先枯病対策に関する件を議題にい
たします。

質疑のあるかたは御発言を願ひ
ます。

○北村暢君 私は、北海道、東北に起
こつておりますカラマツの先枯病の被
害の問題について御質問をいたした
と思ひますが、まず、被害状況を簡単
に御説明をいただきたいと思ひのであ
ります。その点からひとつお伺いいた
します。

○政府委員(吉村清英君) カラマツの
先枯病でございますが、今お話のござ
いまして、近年特に目立って参
りまして、北海道、東北のカラマツの造
林地に発生した被害でございますが、
このカラマツの先枯病は、約八割が二
輪級以下というような、ごく若いもの
についておるのでございまして、
現在の被害状況は、民有林におきま
して、北海道、東北において四万六百
ヘクタール、それから国有林の被害が
一万一千八百ヘクタール、これは被害
区域でございまして、この被害区域の
約三〇〇程度が被害地、この被害地は
五〇〇程度が罹病をしておるという状
態のところでございます。それから、
二〇〇以上の罹病率を持つております
のは約三九〇、その他の罹病率が二
九〇、こういうような状態に蔓延をし
て参つておるのでございまして、

○北村暢君 今被害状況について御報
告がありました、大体北海道等にお

いて、現在北海道を例にとりますと、
約三十一万七千町歩の造林地に對して
八〇〇程度の二万六千程度の被害区域が
発生しつゝある。こういう状況でござ
いまして、これはこの病気の状況
からいって、新芽に菌がついて生長が
とまる、こういうことでございますか
ら、最近の東北、北海道における短伐
期のしかも生長の早い優良樹種として
のカラマツがこの病菌のために被害が
発生してきたということは、今後の造
林を進めていく、推進をしていく上
において大きな支障を来たすのではな
いか。このように思ひわけ、ござい
ます。そこで、この病菌は、二、三
年来で急速に伸びてきておるのであり
まして、しかも海岸の風衝地から次第
に奥地にまで伸びておる、こういう傾
向すらありますので、この被害を早
急に防除しなければならぬ、駆除しな
ければならぬ、こういう問題が出てき
ておるだらうと思ひます。これにつ
いて、一体いかなる対策をとられてい
るのか、この点についてひとつお伺い
をいたしたいと思います。

○政府委員(吉村清英君) この防除対
策でございますが、二通りございまし
て、森林の防除対策、それから苗畑の
防除対策、こういうふうに分かれるか
らと思ひます。現在のところこの
の病菌の生態が一昨年わかつたとい
う程度でございまして、これに對する
確かな、しかも安価な薬品というよう
なものは、十分にはつきりいたしてお
りませんし、まだ製造をされておらな
いのでございまして、したがしまして、
この森林の防除対策といたしましては、
罹病いたしました立木を伐倒して焼却

をする。かつて松食い虫が蔓延したと
きにいたしましたように、伐倒して焼
却をして、消毒をするという方法を現
在のところとらざるを得ないのでござ
います。苗畑における消毒はダイセン
水和剤散布を繰り返して行なひまし
て消毒をいたしてございまして、こ
の伐倒焼却の経費につきましては、た
だいま民有林の關係につきましては、
大蔵省に對しまして予備費を要求し
て、早急に実施ができるように努力を
いたしてございまして、これを法定
病虫害に指定をいたすとい
うことと同時に、ただいま進めておる
ところでございまして、国有林におきま
しては、保護費で現在実施をいたして
いる次第でございまして、

○北村暢君 この生態が一昨年わか
つたといふのですが、しかし、これは相
当以前に病原菌は発見せられていたの
で、おそらく十数年前かと思ひます
が、この病原菌が発見せられ、今日ま
で、急速に蔓延をいたしました。これは最
近における造林が拡大されてきたとい
うことにもよるのでございまして、
どうも防除法の中にも法定病虫害とし
て指定も受けておらんかった。こうい
う状態で、しかも被害区域は相当拡大
をしてきておる、こういうことですか
ら、緊急の措置をとらる、長官がお
っしゃつたような措置をとられる。特
に北海道、岩手県が非常に多いわけ
でございますけれども、この予備費の要求
をして、まあ本年度からこれを実施す
るといふことになれば、この法定病
害としての指定をすることの關係に
おいてどういふ關係になるか、規定を
しない以前に予備費を流用して行政措
置として措置をとる。その後において

法定指定として政令改正を行なう。こ
ういふことになるのか。これは法定の
病虫害として指定は法律の建前から言
えば政令改正でございまして、この
から、これは直ちにやるべきでない
か。予備費の要求が通らないといふこ
とになると、これは指定もできない。
こういう因果關係があるかと思ひ
ますけれども、そこら辺のところ
はひとつどういふふうになっておるの
か。政令改正をひとつすみやかにや
つて、予備費も要求し、直ちに本年度
から実施をする、こういうことはい
くつかどうか。この点はどうな
つておるかひとつ御説明いただきたい。

○政府委員(吉村清英君) 仰せのと
おりにございまして、両方相持つて進
めて参りませんといけませんのでござ
います。この予備費の流用とその法定
病虫害の指定とは同時にございませ
ん。進めておるところでござい
ます。

○北村暢君 その見通しはどうでし
ょう。

○政府委員(吉村清英君) 確実にいつ
までかということはお見せかねる
のでございまして、私どもはぜひこれ
は通さなければならぬといふこと
で、今せつかく努力をいたして
おるところでございまして、

○北村暢君 そうしますとこれの相当
な面積にわたつておるわけですが、こ
れは防除のやり方にいろいろあるよ
うですが、伐倒焼却するといふ一番
単純な防除法をやる。こういうこと
ですが、このためには、大体予算的に
は今の被害状況を急速にこれを終
息させるためには、どの程度の予算
が必要ですか。

○政府委員(吉村清英君) ただいま折

衝中でございまして、確定をいたして
おられないのでございまして、本年度の
対策をいたしましては、被害の一番最
前線地帯を徹底的に駆除をするという
重点的な対策を講じたいということ
で折衝をいたしておるわけでございます。

○北村暢君 この菌は最前線地帯をと
りあえずやるというんでありますけれ
ども、被害地と被害地でないところの
間に帯状に伐倒をしていく。そうして
まず蔓延しない措置をとりあえずと
うというふうな場合に、一キロなら一
キロの幅で切っていく、そして焼却す
る、そうすれば大体予算の額というよ
うなもの調査したのですからわかる
のだらうと思うのですがね。それは相
当な幅はやはり切らないというので
この菌はやはり風で蔓延していくので
すから、聞くところによると一キ
ロ以上も伝播する。したがって、せ
かく切り開いて焼却しても、予算の
関係でこの幅が狭くなっちゃたりな
んかしたのでは、せつかくの防除の効
果というものは現れないわけです。
したがって防除をするには、緊急性
のあるもので、しかも蔓延させない
ように防止をするというふうになれ
ば、それはもうかかるといふうにな
れませんか。それではないかと私は
そう思うのですがね。したがって、予
算の折衝の過程でどのくらいになるか
わからないのだが、これはちよつ
とおかしいので、林野庁としてはこれ
だけ防除をするときにはこれだけの
ものが要するのだということがある
のじゃないですか。それ以外にどう
しても帯状だけでは事足りないんで全
部処理しなければならぬと何かと

いうことならばまた別ですけれども、
応急対策として今後一年でできないの
だらうと思ひますが、何力年か計画で
もってやるということになれば、大体
の総体の予算くらいはわかるのじゃな
いか。それによつてやはりそれ全部
つけないという防除の効果というも
のではない。これはまあ山だから少々
うというのではない、命に別条はない
うけれども、しかしこれが人間であつ
たら、伝染病の摘発はこの間のコレラ
と同じように徹底的にやらざるを得な
い、こういう問題だと思ふのですが
ね。したがって、そういう一般の造林
のおくられるとかおくれぬとか政策上
の問題じゃないのです。森林病害の防
除の問題ですから、これはやはりは
きりして、この予算を確保しなければ
ならない、このように思ふのです。
したがって、これは農林の官房なり、大
蔵省にもこの点はひとつやはりはき
りして、林野庁も確固たる態度でこの
予算要求というものがなされるべき
じゃないか、このように思ふのです。
そういう点は一体どうなんでしょうか。今
言ったように予算の都合でどうでも
いというふうなことはちよつとおかし
いのじゃないかとこのように思ふので
すがね。

○政府委員(吉村清英君) ただいま確
定しておられないということ申したの
でございまして、この伝染地帯の防除
を早急に本年度やるといふことには
いたしました、この能力その他から検討
をいたしまして、民有林におきまして
は約七千万円程度を要する、それから
国有林におきましては一千万円程度を
予定いたしました、これは国有林のほ
うは実行をいたしておりますが、努力
をしておるところでございまして。
○北村暢君 今のはまあ今年度の予備
費の流用分だけだらうと思ふので、
費が、それだけでは終了しないので、来
年度、再来年度やぱり続けて防除が
行なわれなければならぬと思ふので
すね。したがってそういうふうな要求
をするものが大体わかつていなければ
ならない、それと関連をしてこれは
帯状なら帯状に切り開いて、伐倒焼却
する分の損害補償に要する費用と
いうふうな思ふのですが、そういう費
用はひとつ先ほど言ったように、来年
度、再来年度の分についても明確にな
されて、それがまた確固たる資料に基
づいて完全駆除ができる処置をとるべ
きだと思ふのです。
それから伐倒焼却した後における植
栽の問題であります、植栽する場合
にこれは同じカラマツを植えたんでは
これは防除になりませんので、これを
遮断するための他の樹種、北海道であ
ればトドマツか広葉樹か植えないけれ
ばならぬ。こういう問題だと思ふので
すが、ところがこれは法律に指定され
ば防除命令によつて駆除命令とかに
よつて駆除されるわけですが、その後
の植栽の問題については、これは何ら
の補償なり、損害を補償するような処
置というものは今の法律の中にはない
わけなんです。したがって、私はその
場合だまっておけばこれは植栽するよ
うな形にならないじゃないか。そして
また放っておけばこれもまた王合の悪
い、防除の効果において工合の悪い結
果になる。したがってどうしてもこれ
は伐倒焼却すると同時に植栽をしなけ
ればならぬ、このように思ふので

す。そうしますと、その森林所有者に
駆除命令を出して、その植栽する方法
については補償の義務がない。こうい
うことになれば、今までの造林補助金
による一般の補助の適用、これ以外に
方法は今のところないじゃないかと思
ふのです。しかしそれで森林所有者
は植えないじゃないかと思ふのです
ね。また放っておく可能性も出てく
る。帯状に一キロか、何か千メートル
くらいのところですから、切り開いた
もので本格的な造林というふうな形に
ならないのですから、非常に手間もか
かるんだらうと思ひますし、したがつ
てそういう経済的に不採算なもの森
林所有者としては相当な助成措置がな
いという、また植えるということに
ついての措置がないという植えない
じゃないかと思ふのです。したがつ
てこれはもつと徹底した助成があるべ
きだと思ひます、また一つには、そこへ
トドマツならトドマツを植えることが
一つの防除になるのだと思ふ。そうい
う解釈からいけば何か損害補償の対
象になるような気もするのですが、今の
法律解釈からいけば、どうもそこまで
解釈することは無理なようです、し
たがって私は手つとり早い処置はやは
り災害というもののについての全額
補助あるいは地方団体で、所有者自
体には迷惑をかける、こういうふう
な形で植えさせる方法がないものか
か、こういうふうな思ふのです。した
がってこれは他の災害というものと
関連もないわけではないと思ふので
す。したがってそういうことが可能な
のかどうか、この点は官房の総務課長
も来ておられるようですから、ほかの
ものとの比較の中においてどういふ

うになるのか、この点をひとつお聞き
したい。
○政府委員(吉村清英君) 仰せのと
おり、この跡地の造林につきましては、
非常に慎重に取り扱わなければなら
ないのでありまして、何とかいたしま
して、この造林者が積極的に造林が進
められるように措置を講じたいと思
おるのでございまして。差しあたりの問
題をいたしましては、他の災害跡地
における造林に対する補助というよう
なことをまず検討をいたしておるの
でございます。さらにその国庫の全額
補助でありますか、今抑せのような
問題については、目下のところでは
方法がないのでございまして。十分に
今後検討をいたしまして、少しでも
跡地の造林が進みますように努力を
しなければならぬと考へております。
○説明員(石田朝君) 関連いたしま
してお答え申し上げます。ただいまお
話ございましたが、災害の場合にお
いて、いわゆる個人の被害というもの
に何か手当ができないか、それ対して
補助が出ないものかという種類のお話
が、昨年の第二室戸の大災害の場合
にも出ましたが、いろいろ御意見が
ございました。これは私どももいろいろ
と検討いたしておりますが、実は農林
水産省におきましては、他の産業
部門に比較いたしますと、あるいは農
地なり林道なり、あるいは治山なりの
関係におきます補助であるとか、そ
の他ほかの部門に比べますと、若干と
もいろいろの手当はいたしておりま
すけれども、全体をいたしまして個人
災害に対する補助による手当という
ことは、現在までのところ非常にむずかし

い面があるわけでございまして、今までのいろいろな災害が起きましたも、一般の災害復旧なり、そういうものを行ないますほか、個人の方々のたまたまのようないろいろな問題につきましても、その他の一般の、たとえば昨年の果樹の災害につきましても果樹振興に關する資金なり、あるいは果樹の公庫融資の問題というふうなものを活用いたしますとか、そういうふうな各方面の手段をできるだけ具体的に地方災害の場合に適用いたしまして、何とか切り抜けていただくということをやつて参つたというのが実情でございます。今回の問題につきましても、ただいま長野庁長官がお答えいたしましたように、いろいろな手段を活用いたしまして、できるだけ私ども手当をいたすということに相ならうかというふうに考えております。

〔理事堀木宜実君退席、委員長着席〕

○北村暢君 どうもはつきりしないのですが、これは個人の災害をもとのように復旧するだけの意味でないのですね。伐倒した跡に植えるとか、他の所有者なり他の地方公有林なり固有林なり蔓延していくことを防ぐために強制的に植えさすよう、その強制的に植えさせるという手段がこの法律の中にはないわけなんです。したがって、そこまで法律改正をやるのなら、したがって植えること自体が防除手段として補償の対象になる。こういうふうにするのですが、それが実は法律にないわけなんです。したがって、私の質問したいのは、今のところ手とり早い応急処置として政令改正でカラマツの先枯病を政令で指定する、指定するけれ

ども今まで指定されているのはほとんど害虫なんです。そして野鼠と害虫が大部分で菌の指定というのではないわけなんです。今度が初めてではないかと思つたのです。したがって、菌というのは害虫とちよつとやはり違う。今言つたように防除の仕方、その菌が出てきたために、新たな防除手段というものが出てくるのじゃないか、したがって、法律改正をして損害補償の中に、造林することが防除手段といえれば損害補償になるといふことは、造林を命令する、こういうことになれば補助の適用をするという。たとえば全額国庫あるいは地方公共団体全額補助をして植えさせる、強制的に植えさせる、こういうことが可能ではないかと思つたのです。そこまで法律改正をやるべきではないか、ところが、差しあたりの問題は、実はそれができないわけなんです。したがって、通常国会でもそういうことでも、そういう私の言つたようなことが可能であれば法律改正をして、防除の手段として入れることが可能であれば法律改正してもいいわけなんです。そこら辺の見解はどのようになつておるか。私も一応聞いておるところによると、長野庁の考え方としては、これはやはり全額国庫または地方公共団体でもって負担する、そうして強制造林をやらせたい、こういう意思があるように伺つておるのですが、そういう考え方が成り立つものか成り立たないものか、私はそうしなければ防除の効果はないと思つたから、当然やるべきだと思つたのです。

それからもう一つは、先ほどお伺いしたのですが、防除に要する、今の造林じゃなく防除に要する費用等について、これは全額国庫で負担するの、地方公共団体でやるのか、また何か年計画くらいでこれを防除しようとしておるのか、この辺のところをもう少し明確に御答弁いただきたいと思つた。

○政府委員(吉村清英君) その法律の問題でございしますが、今まで虫ばかりでございまして、あれは病虫害と、病も入つておるのでございまして、その点は差しつかえないのですが、改正をするときと、先生の言つておるような再造林を防除と考えるかどうかという点になるかと思つたのですが、かつてのマツクイムシあたりの場合、現在、マツクイムシの駆除をやつておられますが、あれも駆除だけが防除でございまして、さらに広葉樹の混淆であるとか、あいつた病虫害の防除帯を作るといふことまではちよつと考えておらないのでございまして、御指摘もございましたので、十分勉強をいたしてみたいと思つております。

それと、この防除対策でございまして、三十七年度は約七千ヘクタール、それから三十八年度も七千ヘクタール、それから以後二万六千ヘクタールを逐次計画的に防除をして参りたいというふうな考えております。その防除の経費でございまして、これは国で三分の二を持ちまして、都道府県で三分の一を持つてもらうという考え方でございまして。

○北村暢君 今回の法律改正等について、今後検討されるというのですが、実際問題として焼却した帯状のところを植えなければ効果がないのですから、だから今の法律では方法がないわけです。したがって、方法がないか

らといつて、それではほつておくかという問題です。ほつておけないです。二年ほつておけばブッシュが立ってしまつて、地ごしらえするのに大へん金がかかつてしまふ。これは切ると同時に翌年植えなければならぬ、こういう問題が出てくる。したがって、十分検討をいたしましたら、のんびりかかつておる問題じゃない。だから私がやかましく言つておるのは、官房の総務課長も、災害復旧の個人災害に対する単なる補助措置とは意味が全然違うのです。したがって、そういう点で違ふのですから、この従来一般の造林の補助金、これでは植えるか植えないかわからないわけなんです。森林所有者が、強制的に植えさせなければならぬわけなんです。植えさせなければこれは効果がなくなるわけですから、したがって強制的に植えさせるためには高率補助というものが妥当じゃないか、このように思つたのです。その考え方はどうなんでしょうか。実際どのようにやらうとしておられるのですか。

○政府委員(吉村清英君) 先生のお考えからすれば十分にはいかぬと思つたが、一般の場合には、再造林に対する補助額よりは高くなるというものは、災害跡地の造林並みにいたしたいということを考えて今検討いたしておるところでございまして。

○北村暢君 まあ大体いいですがね。大体これは焼いてしまふのですから、ほかの木は立たないわけなんです。よ。木はなくなつてしまふのです。だから植えなければならぬのです。黙つておいてもブッシュは生えてくるでしょうけれども、なかなか木が生えるというわけにいかないのです。そこにもまあ問題があるわけなんです。切つたなりで黙つておれば広葉樹か何か生えるでしょう。ところが植えなければ、また効果がありませんから、風を遮断できなくなるわけですから、したがってほかの樹種でもつて遮断をするということなんですから、やはりそこを強調することによって、高率補助の理由というものは成り立つのじゃないか、私はそう思います。したがって今長官も大体そのようつもりで高率補助の方向で検討されるというふうなことだから、まあ官房のほうの予算査定等においても、これは十分一考慮をして大蔵折衝をやつていただきたい、そうして早急にやらなうという、これは病氣なんです。蔓延していきまふから、早急にやつていただきたい、このことをお願いいたしまして質問を終わります。

午後三時三十分休憩

午後三時三十分休憩

午後三時三十分休憩

午後三時三十分休憩

午後三時三十分休憩

午後三時三十分休憩

午後三時三十分休憩

午後三時三十分休憩

午後三時三十分休憩

午後三時三十分休憩

午後三時三十分休憩

午後三時四十二分散会

八月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、漁業法の一部を改正する法律案（第四十回国会提出衆議院継続審査）
- 一、水産業協同組合法の一部を改正する法律案（第四十回国会提出衆議院継続審査）

漁業法の一部を改正する法律案

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「指定遠洋漁業」を「指定漁業」に、「第四百四十五条」を「第四百四十六条」に改める。

第六條第三項第一号中「海面」を「海面をいう。」に改め、「ます網漁業」の下に「並びに陸奥湾（青森県焼山崎から同県明神崎燈台に至る直線及び陸岸によつて囲まれた海面をいう。）における落とし網漁業及びます網漁業」を加え、同項第二号中「にしん、いわし、さけ又はます（陸封性のますを除く。）をさけ」に改め、同条第五項第二号中「定置漁業」の下に「及び第五号に掲げるもの」を加え、同項第三号中「船びき網漁業」の下に「（動力漁船（漁船法（昭和二十五年法律第七十八号））第二条第二項に規定する動力漁船をいう。以下同じ。）を使用するものを除く。）」を加え、「しらいらげ漁業」を削り、「つきいそ漁業」の下に「（第一号に掲げるものを除く。）であつて、第五号に掲げるもの以外のもの」を加え、同項第四号中「鳥付こぎ釣漁業」の下に「であつて、次号に掲げるもの以外のもの」を加え、同項第五号中「以下第二十五条までにおいて同じ。」を削り、「前四号」を「第一号」に改める。

第七條中「ひび、建築殖業」を「ひび、建築殖業、そう、類養殖業、真珠母貝養殖業、小割り式養殖業（網いけすその他のいけすを使用して行なう水産動物の養殖業をいう。）」に改め、「区画漁業権」の下に「以下「特定区画漁業権」という。」を加える。

第八條を次のように改める。
（組合員の漁業を営む権利）
第八條 漁業協同組合の組合員（漁業者又は漁業従事者であるものに限る。）であつて、当該漁業協同組合又は当該漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会がその有する各特定区画漁業権若しくは共同漁業権又は入漁権ごとに制定する漁業権行使規則又は入漁権行使規則で規定する資格に該当する者は、当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の有する当該特定区画漁業権若しくは共同漁業権又は入漁権の範囲内において漁業を営む権利を有する。

第九條 前項の漁業権行使規則又は入漁権行使規則（以下単に「漁業権行使規則」又は「入漁権行使規則」という。）には、同項の規定による漁業を営む権利を有する者の資格に関する事項のほか、当該漁業権又は入漁権の内容たる漁業につき、漁業を営むべき区域及び期間、漁業の方法その他当該漁業を

営む権利を有する者が当該漁業を営む場合において遵守すべき事項を規定するものとする。

第十條 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、その有する特定区画漁業権又は第一種共同漁業権の内容とする共同漁業権について漁業権行使規則を定めようとするときは、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の規定による総会の議決前に、その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員。以下同じ。）のうち、当該漁業権に係る漁業の免許の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む者（第十四條第六項の規定により適格性を有するものとして設定を受けた特定区画漁業権及び第一種共同漁業権の内容とする共同漁業権については、当該漁業権に係る漁場の区域が内水面（第八十四條第一項の規定により主務大臣が指定する湖沼を除く。第二十一條第一項を除き以下同じ。）以外の水面である場合にあつては沿岸漁業（総トン数二十トン以上の動力漁船を使用して行なう漁業及び内水面における漁業を除いた漁業をいう。以下同じ。）を営む者、河川以外の内水面である場合にあつては当該内水面において漁業を営む者、河川である場合にあつては当該河川において水産動物の採捕又は養殖をする者）であつて、当該漁業権に係る第十一條に規定する地元地区（共同漁業権については、同条に規定する関係地区）の区域内に住所を有するもの三分

の二以上の書面による同意を得なければならぬ。

第十一條 漁業権行使規則又は入漁権行使規則は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第十二條 第三項の規定は特定区画漁業権又は第一種共同漁業権の内容とする共同漁業権に係る漁業権行使規則の変更又は廃止について、前項の規定は漁業権行使規則又は入漁権行使規則の変更又は廃止について準用する。この場合において、第三項中「当該漁業権に係る漁業の免許の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む者」とあるのは、「当該漁業権の内容たる漁業を営む者」と読み替へるものとする。

第十三條 第十一條第一項中「共同漁業」を「指定漁業及び区画漁業」とし、漁業上の組合員を指し、漁業生業を維持発展させるための漁業の内容たる漁業の免許をする条件により、当該漁業の漁場が属すると認められる地区をいう。共同漁業の免許は、漁業協同組合の公認に支障を及ぼさないと認めるときは、当該漁業の免許について「免許の内容たるべき事項」の下に「免許予定日」を加え、「あらかじめ」を削り、同条第二項及び第四項中「免許の内容たるべき事項」の下に「免許予定日」を加え、「関係地区」を「地元地区若しくは関係地区」に改める。同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項を前三項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。」を削り、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項の規定により免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区又は関係地区を定めるべき旨の意見を述べる」と改める。

第十一條の次に次の一条を加える。
第十一條之二 都道府県知事は、既に漁業権の存する水面についての当該漁業権の存続期間の満了に伴う場合にあつては当該存続期間の満了日の三箇月前までに、その他の場合にあつては免許予定日の三箇月前までに、前条第一項の規定による定めをしなければならぬ。

第十三條第一項第二号中「第十一條第四項」を「第十一條第五項」に改め、同項第四号を削り、第五号を第四号とし、同条第二項中「前項第五号」を「前項第四号」に改め、同条第四項中「第一項第五号」を「第一項第四号」に改める。
第十四條第二項中「ひび、建築殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業」を「特定区画漁業権の内容たる区画漁業」に、「地元地区（自然的及び社会経済的条件により、当該漁業の漁場が属すると認められる地区をいう。以下同じ。）」を「第十一條に規定する地元地区（以下単に「地元地区」という。）」に、「当該漁業権」を「当該特定区画漁業権」に改め、「（昭和二十三年法律第二百四十二号）」を削り、同項第一号中「漁業協同組合連合会の場合にはその会員たる漁業協同組合の組合員。以下同じ。」及び「（内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業の場合には当該漁業の漁業従事者又は当該漁業の目的たる水産動物の採捕を業とする者を含む。以下同じ。）」を削り、同条第四項中「第二十七條第一項」を「第二十六條第一項」に改め、同条第六項及び第九項を削り、同条第八項中「第十一條に規定する」を削り、「漁民」の下に「（漁業者又は漁業従事者たる個人をいう。以下同じ。）」を加え、同項を同

条第十一項とし、同条第七項中「この場合において、」の下に「第三項及び第四項中」を加え、「当該漁業」を「当該漁業を営む者」に、「三十日以上沿岸漁業」を「九十日以上沿岸漁業を営む者」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項の次に次の四項を加える。

6 第十一條第四項の規定により公示された特定区画漁業権の内容たる区画漁業に係る漁場の区域の全部が当該公示の日（当該区画漁業に係る漁場の区域について同項の規定による変更の公示がされた場合には、当該公示の日）以前一年間に当該区画漁業の内容とする特定区画漁業権の存しなかつた水面である場合における当該特定区画漁業権の内容たる区画漁業の免許については、地元地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会であつて当該特定区画漁業権の内容たる漁業を営まないものは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、左に掲げるもの限り、適格性を有する。

一 その組合員のうち地元地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者（河川以外の内水面における当該漁業の免許については当該内水面において一年に三十日以上漁業を営む者、河川における当該漁業の免許については当該河川において一年に三十日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者。以下同じ）の属する世帯の数が、地元地区内

に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの二 以上共同して申請した場合において、これらの組合員のうち地元地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の総数が、地元地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

7 第二項ただし書及び第三項から第五項までの規定は、前項の区画漁業の免許について準用する。この場合において、第三項及び第四項中「当該漁業を営む者」とあるのは、「一年に九十日以上沿岸漁業を営む者」と読み替へるものとする。

8 共同漁業の免許について適格性を有する者は、第十一條に規定する関係地区（以下単に「関係地区」という。）の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会（第二項ただし書に規定する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会を除く。）であつて左に掲げるものとする。

一 その組合員のうち関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの二 二以上共同して申請した場合において、これらの組合員のう

ち関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の総数が、関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

9 第二項各号、第六項各号又は前項各号の規定により世帯の数を計算する場合において、当該漁業を営む者が法人であるときは、当該法人の構成員若しくは社員又は当該法人の構成員若しくは社員たる当該漁業の漁業従事者である者の属する世帯の数により計算するものとする。

第十六條第五項第二号中「地元地区内に住所を有する漁民」とあるのは、「（以下「地元漁民」という。）を加え、同項第三号中「地元地区内に住所を有する漁民」を「地元漁民」に改め、同条第六項中「地元地区内に住所を有する漁民七人以上によつて構成される法人」を「地元漁民七人以上が構成員又は社員となつて法人」に改め、同項第二号及び第三号中「構成員」の下に「又は社員」を加え、同項第四号中「三分の二」を「二分の一」に改め、「構成員」の下に「又は社員」を加え、同項第五号中「構成員」の下に「又は社員」を加え、同項第六号を削り、同項第七号中「構成員」の下に「又は社員」を加え、同項を同項第六号とし、同条第八項、第九項及び第十項を次のように改める。

8 左の各号の一に該当する者は、前七項の規定にかかわらず、第一

順位とする。

一 地元地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合であつて、次のすべてに該当するもの

イ 組合員（二以上共同して申請した場合）は、これらの総組合員のうち地元漁民である者の属する世帯の数が、地元漁民の属する世帯の数の七割以上であること。

ロ 組合員たる地元漁民が議決権及び出資額において過半を占めていること。

二 地元漁民が構成員又は社員となつて法人（漁業協同組合を除く。）であつて、次のすべてに該当するもの

イ 構成員又は社員（二以上共同して申請した場合）は、その総構成員又は総社員のうち地元漁民である者の属する世帯の数が、地元漁民の属する世帯の数の七割以上であること。

ロ 当該漁業に常時従事する者の二分の一以上が、その構成員若しくは社員であるか又はこれと世帯を同じくする者であること。

ハ 構成員又は社員が各自一個の議決権を有すること。

ニ 構成員又は社員たる地元漁民が議決権及び出資額において過半を占めていること。

三 第一号の漁業協同組合又は前号の法人が構成員又は社員となつて法人であつて、次のすべてに該当するもの

イ 当該漁業に常時従事する者の二分の一以上が、その構成員若しくは社員たる第一号の漁業協同組合若しくは前号の法人の構成員若しくは社員であるか又はこれと世帯を同じくする者であること。

ロ 構成員又は社員たる第一号の漁業協同組合又は前号の法人が議決権及び出資額において過半を占めていること。

9 前項第一号イ又は第二号イの規定により世帯の数を計算する場合において、その構成員又は社員が法人であるときは、当該法人の構成員若しくは社員又は当該法人の構成員若しくは社員たる法人の構成員若しくは社員のうち地元漁民である者の属する世帯の数により計算するものとする。

10 地元漁民又は地元漁民が構成員若しくは社員となつて法人が第八項第一号の漁業協同組合又は同項第二号若しくは第三号の法人に加入を申し出た場合には、その申出を受けた者は、正当な事由がなければ、これを拒むことができな

ない。地元地区の全部若しくは一部をその地区内に含む漁業協同組合又は地元漁民が構成員若しくは社員となつて法人が第八項第一号の漁業協同組合又は同項第二号の法人に対し当該漁業の免許を共同して申請することを申し出た場合も、同様とする。

第十六條第十二項中「第八項又は第九項」を「又は第八項」に改め、同条第十三項中「構成員」の下に「又は社員」を加え、同条第十五項を削

る。
第十七条第一項中「ひび、建養殖業、かき養殖業、真珠養殖業、内水面における魚類養殖業及び第三種区画漁業たる貝類養殖業」を「真珠養殖業及び特定区画漁業権の内容たる区画漁業」に改め、同条第六項第三号及び第四号中「地元地区内に住所を有する漁民」を「地元漁民」に改め、同条第七項中「及び第十三項から第十五項まで」を「第十三項及び第十四項」に、「第十六条第十一項」を「同条第十一項」に、「第十三項中」を「同条第十三項中」に、「第十四項」を「同条第十四項」に改める。

第十八条第一項中「ひび、建養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業の内容とする」を「特定区画漁業権の内容たる」に改め、「第十四条第二項」の下に「又は第六項」を加え、同条第二項中「第十六条第六項から第八項まで、第十項、第十二項及び第十五項」を「第十六条第六項から第十項まで及び第十二項に」、「第十六条第六項中」を「同条第六項、第七項」を「並びに第十六条第六項及び第七項」に改める。

第十九条第五項中「前四項」を「第一項から第三項まで及び前項」に、「第十六条第十一項、第十三項、第十五項及び」を「第十六条第十一項及び第十三項並びに」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前四項」に改め、同項第二号中「地元地区内に住所を有する漁民」を「地元漁民」に改め、同項

を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第十一條第四項の規定により公示された真珠養殖業の内容とする区画漁業に係る漁場の区域の全部が当該公示の日（当該区画漁業に係る漁場の区域について同項の規定による変更の公示がされた場合には、当該公示の日）以前一年間に真珠養殖業の内容とする区画漁業権の存しなかつた水面である場合における真珠養殖業の内容とする区画漁業の免許については、第十六条第八項第一号の漁業協同組合又は同項第二号若しくは第三号の法人は、第一項第一号、第二項第一号又は前項第一号に該当しない場合であつても、その構成員又は社員のうち真珠養殖業の内容とする区画漁業に経験がある者がいる場合は、これに該当するものとみなす。この場合については、第十六条第九項、第十項及び第十二項の規定を準用する。

第二十條 削除
第二十一條 第一項を次のように改める。
漁業権の存続期間は、免許の日から起算して、真珠養殖業の内容とする区画漁業権、第六條第五項第五号に規定する内水面以外の水面における水産動物の養殖業の内容とする区画漁業権（特定区画漁業権及び真珠養殖業の内容とする区画漁業権を除く。）又は共同漁業権にあつては十年、その他の漁業権にあつては五年とする。
第二十一條第二項から第四項まで

を削り、同条第五項中「第一項又は」を削り、同項を同条第二項とする。
第二十二條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 都道府県知事は、漁業調整その他公益に支障を及ぼすと認める場合は、前項の免許をしてはならない。
第二十三條第二項中「ひび、建養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業の内容とする区画漁業権」を「特定区画漁業権」に、「第二十四條から第二十八條まで」を「次條、第二十六條及び第二十八條」に改める。
第二十四條第二項を次のように改める。
2 定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権の設定は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。
第二十四條第三項中「定置漁業権」の下に「又は区画漁業権」を加える。
第二十五條の見出し中「区画漁業権」を「特定区画漁業権」に改め、同条第一項中「ひび、建養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業の内容とする区画漁業権」を「特定区画漁業権」に、「これを」を「第二十八條第二項の通知を受けた漁業権者がこれを」に改める。
第二十六條の前の見出し中「又は禁止」を削り、同条第一項を次のように改める。
漁業権は、相続又は法人の合併による場合を除き、移転の目的となることができない。ただし、定置漁業権及び区画漁業権について

は、滞納処分による場合、先取特権者若しくは抵当権者がその権利を行使する場合は第二十八條第二項の通知を受けた者が譲渡する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、この限りでない。
第二十六條第二項中「又は第二項」を、「第二項又は第六項」に改める。
第二十七條を次のように改める。
第二十七條 削除
第二十八條第一項中「二箇月以内」の下に「その旨を」を加える。
第三十六條第三項中「第十三條第一項第四号、第五項（免許をしない場合）」を「第十三條第五項（除却）」、「第二十二條第二項（免許をしない場合）」に改める。
第三十八條第三項中「第二十二條」を「第十九條」に改める。
第三章の章名を次のように改める。
第三章 指定漁業
第五十二條を次のように改める。
（指定漁業の許可）
第五十二條 船舶により行なう漁業であつて政令で定めるもの（以下「指定漁業」という。）を営もうとする者は、船舶ごとに（母船式漁業（製造設備、冷蔵設備その他の処理設備を有する母船及びこれと一体となつて当該漁業に従事する船舶その他の省令で定める船舶（以下「独航船等」という。）により行なう指定漁業をいう。以下同じ。）にあつては、母船及び独航船等）ごとにそれぞれ、主務大臣の許可を受けなければならない。
2 前項の政令は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のため漁業者及びその使用する船舶について制限措置を講ずる必要があり、かつ、政府間の取決め、漁場の位置その他の関係上当該措置を統一して講ずることが適当であると認められる漁業について定めるものとする。
3 第一項の政令を制定し又は改廃する場合には、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。
4 主務大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。
5 母船式漁業に係る第一項の許可は、母船にあつてはこれと一体となつて当該漁業に従事する独航船等（以下「同一の船団に属する独航船等」という。）を、独航船等にあつてはこれと一体となつて当該漁業に従事する母船（以下「同一の船団に属する母船」という。）をそれぞれ指定して行なうものとする。
6 主務大臣は、第一項の許可をしたときは、省令で定めるところにより、その者に対し許可証を交付する。
第五十四條中「指定遠洋漁業」を「指定漁業（母船式漁業を除く。）」に、「受けなければならない」を「受けることができる」に改め、同条に次の三項を加える。
2 母船式漁業の許可を受けようとする者であつて現に母船又は独航船等を使用する権利を有しないものは、母船若しくは独航船等の建造に着手する前又は母船若しくは

独航船等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他母船若しくは独航船等を使用する権利を取得する前に、母船及び独航船等とにそれぞれ、あらかじめ起業につき主務大臣の認可を受けることができる。

3 母船式漁業の許可を受けようとする者であつて現に母船又は独航船等を使用する権利を有するものは、当該母船と同一の船団に属する独航船等の全部について母船式漁業の起業の認可が申請され、又は当該独航船等と同一の船団に属する母船について母船式漁業の起業の認可が申請されている場合には、当該母船又は独航船等について、あらかじめ起業につき主務大臣の認可を受けることができる。

4 第五十二条第五項の規定は、前二項の認可に準用する。
第五十五条第一項中「指定遠洋漁業」を「指定漁業」に、「同一であるとき」を「同一であり、かつ、当該認可に係る指定漁業の許可の有効期間中であるとき」に、「第五十六条各号の一」を「次条第一項各号の一」に改める。

第五十六条第一項中「指定遠洋漁業」を「指定漁業」に改め、同項第一号中「第五十七条」を「次条」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 申請者が当該申請に係る母船と同一の船団に属する独航船等又は当該申請に係る独航船等と同一の船団に属する母船について、現に許可若しくは起業の認可を受けており又は受けようとする者と異なる場合において、

その申請につきその者の同意がないとき。

第五十七条の見出し中「許可」の下に「又は起業の認可」を加え、同条第一項中「指定遠洋漁業」を「指定漁業」に改め、同項第三号中「船舶」の下に「(母船式漁業にあつては、母船又は独航船等)」を加える。

第五十八条を次のように改める。
(公示)

第五十八条 主務大臣は、指定漁業の許可又は起業の認可をする場合には、第五十五条第一項、第五十九条及び第五十九条の二第一項の規定による場合を除き、当該指定漁業につき、あらかじめ、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整その他公益に支障を及ぼさない範囲内において、かつ、当該指定漁業を営む者の数、経営その他の事情を勘案して、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、隻数又は総トン数別及び操業区域別若しくは操業期間別の隻数(母船式漁業にあつては、母船の総トン数別の隻数又は総トン数別及び操業区域別若しくは操業期間別の隻数並びに各母船と同一の船団に属する独航船等の種類別及び総トン数別の隻数)並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定め、これを公示しなければならない。

2 前項の許可又は起業の認可を申請すべき期間は、三箇月を下ることができない。ただし、省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

3 主務大臣は、第一項の規定による

り公示すべき事項を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。ただし、前項の省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

4 主務大臣は、一の指定漁業につきその許可をし又は起業の認可をしても水産動植物の繁殖保護又は漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認めるときは、当該指定漁業につき第一項の規定による公示をしなければならない。

5 中央漁業調整審議会は、前項の公示に關し主務大臣に意見を述べることができる。

第五十八条の次に次の一条を加える。
(公示に基づく許可等)

第五十八条の二 前条第一項の規定により公示した許可又は起業の認可を申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者の申請に對しては、同項の規定により公示した事項の内容と異なる申請である場合及び第五十六条第一項各号の一に該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。ただし、当該申請が母船式漁業に係る場合において、当該申請が前条第一項の規定により公示した事項の内容に適合する場合及び第五十六条第一項各号の一に該当しない場合であつても、当該申請に係る母船と同一の船団に属する独航船等についての申請の全部又は当該申請に係る独航船等と同一の船団に属する母船についての申請が前条第一項の規定により公示

した事項の内容と異なる申請である場合及び第五十六条第一項各号の一に該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により許可又は起業の認可をしなければならない申請に係る船舶の隻数(母船式漁業にあつては、母船の数。以下この項から第四項までにおいて同じ)が前条第一項の規定により公示した船舶の隻数をこえる場合には、前項の規定にかかわらず、主務大臣は、少なくとも左に掲げる事項を勘案して(母船式漁業にあつては、同一の船団に属する母船及び独航船等について左に掲げる事項を勘案して)許可又は起業の認可の基準を定め、これに従つて許可又は起業の認可をしなければならない。

一 当該指定漁業の経営の安定又は合理化を図ること。
二 水産動植物の繁殖保護若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該指定漁業への転換を図ること。
三 当該指定漁業の従事者が当該指定漁業の漁業者としてその自立を図ること。

3 主務大臣は、第一項の規定により許可又は起業の認可をしなければならない申請に係る船舶の隻数が前条第一項の規定により公示した船舶の隻数をこえる場合において、その申請のうち現に当該指定漁業の許可又は起業の認可を受けている者(当該指定漁業の許可の有効期間の満了日が前条第一項の規定により公示した許可又は起業の認可を申請すべき期間の末日以前

前である場合にあつては、当該許可の有効期間の満了日において当該指定漁業の許可又は起業の認可を受けていた者)が当該指定漁業の許可の有効期間(起業の認可を受けており又は受けていた者にあつては、当該起業の認可にかかる指定漁業の許可の有効期間)の満了日の到来のため当該許可又は起業の認可に係る船舶と同一の船舶についてした申請(母船式漁業にあつては、同一の船団に属する母船及び独航船等の全部について、当該許可又は起業の認可に係る母船又は独航船等と同一の母船又は独航船等についてした申請)があるときは、前項の規定にかかわらず、その申請に對して、他の申請に優先して許可又は起業の認可をしなければならない。

4 主務大臣は、前項の規定により許可又は起業の認可をしなければならない申請に係る船舶の隻数が前条第一項の規定により公示した船舶の隻数をこえる場合には、前項の規定にかかわらず、少なくとも左に掲げる事項を勘案して(母船式漁業にあつては、同一の船団に属する母船及び独航船等について左に掲げる事項を勘案して)許可又は起業の認可の基準を定め、これに従つて許可又は起業の認可をしなければならない。

一 前項の規定により許可又は起業の認可をしなければならない申請に係る船舶(母船式漁業にあつては、母船又は独航船等。次項において同じ)の申請者別隻数

二 当該指定漁業の操業状況
三 各申請者が当該指定漁業に依存する程度

5 左の各号の一に該当する場合における措置その他前四項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

一 当該指定漁業の許可又は起業の認可の申請をした後において、当該申請に係る船舶が滅失し又は沈没した場合
二 当該指定漁業について従前の許可又は起業の認可を受けている船舶が、前条第一項の許可又は起業の認可を申請すべき期間の満了日の前六箇月以内に滅失し又は沈没した場合

三 当該指定漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶について、次条各号の規定により許可又は起業の認可の申請をし、これに対する許可若しくは起業の認可又は申請の却下を受けていない場合

四 当該指定漁業の許可又は起業の認可の申請をした者が、その申請をした後において死亡し又は解散した場合

6 主務大臣は、第二項又は第四項の基準を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。

第五十九条の見出しを（許可等の特例）に改め、同条各号列記以外の部分中「第五十六各号の一」を「第五十六各号第一項各号の一」に、「指定遠洋漁業」を「指定漁業」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「指定遠洋漁業の許可を受けた者が」

を「指定漁業の許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、」に、「船舶による漁業」を「船舶（母船式漁業にあつては、母船又は独航船等。以下この号及び次号において同じ）を当該指定漁業に使用すること」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「指定遠洋漁業」を「指定漁業」に改め、「六箇月以内」の下に「（その許可の有効期間中に限る。）」を加え、同号を同条第二号とし、同条の次に次の一号を加え、同条第四号、第五号及び第六号を削る。

三 母船式漁業について第一号又は前号の規定により許可又は起業の認可が申請された場合において、従前の母船若しくは独航船等を当該母船式漁業に使用することを廃止し、又は従前の母船若しくは独航船等が滅失し若しくは沈没したため従前の母船と同一の船舶に属する独航船等又は従前の独航船等と同一の船舶に属する母船に係る母船式漁業の許可又は起業の認可がその効力を失つたことにより、その許可又は起業の認可を受けていた者が、当該許可若しくは起業の認可に係る独航船等若しくは母船又はこれに代えて他の独航船等若しくは母船を当該申請に係る母船と同一の船舶に属する独航船等又は当該申請に係る母船として許可又は起業の認可を申請したとき。

第五十九条の次に次の一条を加える。

第五十九条の二 指定漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶（母船式漁業にあつては、母船又は独航船等。以下この項において同じ）を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は合併以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該指定漁業を営もうとする者が、当該船舶について指定漁業の許可又は起業の認可を申請した場合において、その申請が次のいずれかの場合に該当し、かつ、その申請の内容が従前の許可を受けた内容と同一であるときは、第五十六各号第一項各号の二に該当する場合を除き、指定漁業の許可又は起業の認可をしなればならない。

一 指定漁業の許可を受けた者が、当該指定漁業の経営の安定又は合理化を図るため、その経営組織を変更して、他の漁業者若しくは漁業従事者と共同して当該指定漁業を営む場合又はその者が若しくはその者の当該指定漁業に従事する者を主たる構成員若しくは社員とする法人として当該指定漁業を営む場合その他これらに準ずる場合

二 指定漁業の許可を受けた者が、その許可に係る船舶の合計総トン数が省令で定める規模に達しない場合において、その規模に達するため、他の船舶をあわせ使用しようとするとき。

三 その許可又は起業の認可を申請した者が、水産動植物の繁殖保護若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため緊急に転換を図る必要があると認められる漁業であつて省令で定めるものを営み若しくはこれに従事する者又はこれらを主たる構成員若しくは社員とする法人である場合

四 当該指定漁業の従事者が自立して当該指定漁業を営もうとする場合

2 主務大臣は、前項第二号若しくは第三号の省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。

第六十条第一項中「指定遠洋漁業の許可の期間」を「指定漁業の許可の有効期間」に、「前条第四号又は第六号」を「第五十九条又は前条第一項」に改め、同条第二項中「漁業調整」を「水産動植物の繁殖保護又は漁業調整」に改め、「限度において」の下に、「中央漁業調整審議会の意見をきいて、」を加え、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の有効期間は、同一の指定漁業については同一の期日に満了するようにならなければならない。

第六十一条及び第六十二条を次のように改める。

第六十一条 指定漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、その許可又は起業の認可を受けた船舶（母船式漁業にあつては、母船又は独航船等。以下この条において同じ）について、その船舶の総トン

数を増加し、又は操業区域その他の省令で定める事項を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。

（相続又は合併）
第六十二条 指定漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し又は解散したときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により指定漁業を営むべき者を定めたときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人は、当該指定漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により指定漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、承継の日から二箇月以内はその旨を主務大臣に届け出なければならない。

第六十二条の次に次の二条を加える。

（許可等の失効）
第六十二条の二 左の各号の一に該当する場合は、当該指定漁業の許可又は起業の認可は、その効力を失う。

一 指定漁業の許可を受けた船舶（母船式漁業にあつては、母船又は独航船等。次号及び第三号において同じ）を当該指定漁業に使用することを廃止したとき。

二 指定漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し又は沈没したとき。

三 指定漁業の許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利

を譲渡したとき。

三 指定漁業の許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利

二号)を「第九十九条第五項第二号の委員、玄海連合海区漁業調整委員会にあつては同条第六項第二号」に、「同条第五項第二号」を「同条第七項第二号」に、「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会及び」を「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会及び」に改める。

第百三十三条第一項中「会長及び委員」を「委員二十五人」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 中央漁業調整審議会に会長を置く。会長は、委員が互選する。

第百三十三条第三項第一号中「十二人」を「十五人」に改め、同項第二号中「十二人」を「十人」に改める。

第百六十六条第三項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に、「玄海連合海区漁業調整委員会」を加え、「以下第百十八条まで」を「次条」に改める。

第百二十七条中「(第八十四条第一項の規定により主務大臣が指定する湖沼を除く。以下同じ)」を削る。

第百二十九条を次のように改める。

(遊漁規則)
第百二十九条 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員以外の者のする水産動植物の採捕(以下「遊漁」という)について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の遊漁規則(以下単に「遊漁規則」という)には、左に掲げる事項を規定するものとする。

一 遊漁についての制限の範囲

二 の額及び遊漁料その納付の方法

三 遊漁承認証に関する事項

四 遊漁に際し守るべき事項

五 その他省令で定める事項

3 遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 第一項又は第三項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見をきかなければならない。

5 都道府県知事は、遊漁規則の内容が左の各号に該当するときは、認可をしなければならぬ。

一 遊漁を不当に制限するものでないこと。

二 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。

6 都道府県知事は、遊漁規則が前項各号の一に該当しなくなつたと認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見をきいて、その変更を命ずることが出来る。

7 都道府県知事は、第一項又は第三項の認可をしたときは、漁業権者の名称その他の省令で定める事項を公示しなければならない。

8 遊漁規則は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。その変更についても、同様とする。

第百三十八条第二号及び第三号中

「指定遠洋漁業」を「指定漁業」に改め、同条第四号中「違反した者」を「違反して指定漁業を営んだ者」に改め、同条第五号中「指定遠洋漁業」を「指定漁業」に改め、同条第六号中「第六十六条の二第一項」を「第六十六条第一項」に、「違反した者」を「違反して漁業を営んだ者」に改める。

第百三十九条を次のように改める。

第百三十九条 第六十七条第七項の規定に基づく命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第百四十一条中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号から第八号までを三号ずつ繰り上げる。

第百四十二条中「前条第一号から第四号まで」を「前条第一号」に改める。

第百四十五条の次に次の一条を加える。

第百四十六条 第二十八条第一項又は第六十二条第二項の規定による届出を怠つた者は、一万円以下の過料に処する。

附則中第四項から第八項までを削り、第九項を第四項とし、第十項から第十四項までを五項ずつ繰り上げる。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六十七条第三項、第八十二条第二項、第八十五条第

三項、第八十八条、第九十二条第二項、第九十八条第一項、第九十六条第四項、第九十九条、第一百零一条、第一百零三条、第一百零五条、第一百零七条及び第九十七条の改正規定並びに附則第十二条の規定は、昭和三十七年八月十五日。から施行する。

附則第七條第一項から第六項まで及び附則第十二條の規定は公布の日から施行する。

(経過的措置)
第二条 この法律の施行の際現に存する漁業権及びこれについて現に存し又は新たに設定される入漁権については、当該漁業権又は入漁権の存続期間中は、なお従前の例による。

第三条 改正後の漁業法(以下「新法」という)第六十六条の規定の適用については、当分の間、法人以外の社団は、法人とみなす。

第四条 改正前の漁業法(以下「旧法」という)第五十二条第一項の規定により若しくは旧法第六十五条第一項の規定に基づく省令の規定により又は旧法第六十六条の二第一項の規定により主務大臣又は都道府県知事の許可を要する漁業のうち新法第五十二条第一項の指定漁業となつたもの(以下「切替指定漁業」という)については、この許可又は起業の認可であつてこの法律の施行の際現に効力を有するものは、それぞれ新法第五十二条第一項又は第五十四条第一項の規定によりしたものとみなす。この場合において、母船式漁業の許可にあつては、この法律の施行の際現にその漁業に使用することによつ

いて主務大臣の承認を受けている母船及び独航船等は、母船についてはこれと同一の船団に属する独航船等を、独航船等についてはこれと同一の船団に属する母船をそれぞれ指定してその許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新法第五十二条第一項の規定によりしたものとみなされる許可の有効期間は、新法第六十条の規定にかかわらず、切替指定漁業ごとに、この法律の施行の日から五年をこえない範囲内において、かつ、その残存期間の最も長い許可の有効期間の満了日以後において政令で定める日に満了するものとする。

3 旧法第六十五条第一項の規定に基づく都道府県規則により都道府県知事がした小型さけ・ます流し網漁業の許可であつてこの法律の施行の際現に効力を有するものは、その有効期間の満了日まで、新法第六十六条第一項の規定によりしたものとみなす。

第五条 新法第五十八条第一項の規定による公示に関する手続は、この法律の施行の日よりも前に行なうことができる。

第六条 附則第四条に規定するもののほか、旧法又はこれに基づく省令の規定により主務大臣又は都道府県知事のした処分が新法又はこれに基づく省令に相当する規定があるものは、それぞれその相当する規定によつてしたものとみなす。

第七條 昭和三十七年十月一日において現に漁業調整委員会及び中央漁

在任する海産物調整委員会の委員(同日に
業調整委員会の委員)であつて、昭
和三十一年八月十四日に現に在任
委員として選挙され、又は選任される委員
するもの任期は、その任期の定
めにかかわらず、その日に満了す
る。

2 海産物調整委員会の選挙による委員及
び選任による委員の定数については、
初に海産物調整委員会の選挙に
前項に規定する委員のうち選挙による委員
による委員となる者の選挙について
(補欠の委員を含む)が在任する間は、なお
は、その日前であつても、新法第
八十五條、第八十八條及び第九十
條の例による。

3 昭和三十一年八月七日以前に互選され、又
は選任された瀬戸内海連合海産物調整委員
会又は有明海連合海産物調整委員会の委員
(補欠の委員として)同月七日以後に互選され、
又は選任された委員を含む。以下この例及び
次項において「八月七日以前の互選又は選任
委員」というのであつて同年十月一日におい
て現に在任するもの(八月七日以前の互選又
は選任委員が欠けたため同年十月一日におい
て現に欠員となつてゐる委員の補欠の委員と
して)互選され、又は選任される委員を含む。
の任期については、なお従前の例による。

4 次の各号に掲げる瀬戸内海連合海産物調整
委員会、有明海連合海産物調整委員会又は
有明海連合海産物調整委員会の委員の任期
は、新法第九十九條第八項の規定にかかわら
ず、互選による委員にあつてはその互選の日
から当該委員を互選した海産物調整委員会の
委員のうち選挙による委員の任期満了の日
までとし、選任による委員にあつては二年と
する。

一 昭和三十一年八月八日以後に互選され、
又は選任された瀬戸内海連合海産物調整
委員会又は有明海連合海産物調整委員会の
委員(以下この号において「八月八日以後
の互選又は選任委員」という)であつて同
年十月一日において現に在任するもの(八
月八日以後の互選又は選任委員が欠けた

ため同年十月一日において現に欠員となつ
てゐる委員の補欠の委員として互選され、
又は選任される委員を含む)(前項に規定
する委員を除く)。

二 前項に規定する委員の後任の委員として
互選され、又は選任される委員(補欠の委員
として互選され、又は選任される委員を除
き、八月七日以前の互選又は選任委員の
任期満了により昭和三十一年十月一日にお
いて現に欠員となつてゐる委員の後任の委員
として互選され、又は選任される委員を
含む)。

三 瀬戸内海連合海産物調整委員会又は有
明海連合海産物調整委員会の委員であつ
て新法第九十九條の規定の施行による定数の
増加に伴い選任されるもの
四 玄海連合海産物調整委員会の委員であ
つて新法第九十九條の規定の施行後最初に互
選され、又は選任されるもの
五 新法第九十九條の規定の施行の現に在任す
る瀬戸内海連合海産物調整委員会及び有明
海連合海産物調整委員会の互選による委員
には、同条第十項の規定は、適用しない。

6 前項に規定する委員のうち第四項に規定す
る委員は、当該委員を互選した海産物調整
委員会の委員のうち選挙による委員(補欠の
委員を含む)がすべてなくなつたときは、第
四項の規定にかかわらず、その時に、その職
を失う。
7 中央漁業調整委員会の委員であつて昭和三十
一年九月三十日に現に在任するもの任期
は、その任期の定めにかかわらず、その日に
満了する。

第八條 この法律の施行の際現に第
五種共同漁業の免許を受けてゐる
者であつてその組合員以外の者の
する水産動物の採捕について制
限をしてゐるものは、この法律の
施行の日から三月以内に新法第百
二十九條第一項の遊漁規則を定
め、都道府県知事の認可を申請し
なければならぬ。

2 前項の期間内に同項の認可を申
請した者については、その認可を
する旨又はしない旨の処分がある

までの間は、新法第百二十九條の
規定は、適用しない。
第九條 この法律の施行前にした行
為に対する罰則の適用については、
なお従前の例による。

(漁業財団抵当法の一部改正)
第十條 漁業財団抵当法(大正十四
年法律第九号)の一部を次のよう
に改正する。
第一條中「ヒビ建築殖業、カキ養
殖業、漁業法(昭和二十四年法律第
二百六十七号)第六條第五項第五号
ノ規定ニヨリ主務大臣ノ指定スル湖
沼以外の内水面ニ於ル魚類養殖業又
ハ第三種区画漁業タル貝類養殖業ヲ
内容トスル区画漁業権」を「漁業法
(昭和二十四年法律第二百六十七号)
第七條ニ規定スル特定区画漁業権」
に改める。

第二條第二項中「権利」の下に
「(定置漁業権及区画漁業権ヲ除
ク)を加え、同条に次の二項を加
える。
第一項 定置漁業権及区画漁業権ハ都道府
県知事ノ認可ヲ得ルニ非ザレバ之
ヲ漁業財団ニ屬セシムルコトヲ得
ズ
第二項 都道府県知事ハ当該漁業ノ経営ニ
必要ナル資金ノ融通ノ為メ已ムヲ得
ザル場合ニ非ザレバ前項ノ認可ヲ
為スコトヲ得ズ
第三條の次に次の二項を加える。
第三條ノ二 定置漁業権又ハ区画漁
業権ニ付設定シタル漁業財団ヲ目
的トスル抵当権ノ設定ハ都道府県
知事ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其
ノ効力を生ゼズ
前條第四項ノ規定ハ前項の認可ニ
之ヲ準用ス

第五條中「ヒビ建築殖業、カキ
養殖業、漁業法第六條第五項第五
号ノ規定ニヨリ主務大臣ノ指定ス
ル湖沼以外ノ内水面ニ於ル魚類養
殖業又ハ第三種区画漁業タル貝類
養殖業ヲ内容トスル区画漁業権」
を「漁業法第七條ニ規定スル特定
区画漁業権」に改める。
第十一條 水産業協同組合法(昭和
二十三年法律第二百四十二号)の
一部を次のように改正する。
第十八條第二項中「第百二十七
條」を「第八條第三項」に改める。
第十四條第一項中「議事録」
の下に「並びに漁業法第八條第一
項の漁業権行使規則若しくは入漁
権行使規則(以下単に「漁業権行
使規則」又は「入漁権行使規則」と
いう)又は同法第百二十九條第一
項の遊漁規則(以下単に「遊漁規
則」という)を定めたときはこれ
らの規則」を加える。
第四十八條第一項に次の一号を
加える。
第十 漁業権行使規則若しくは入
漁権行使規則又は遊漁規則の
制定、変更及び廃止
第五十條に次の一号を加える。
五 漁業権行使規則又は入漁権
行使規則の制定、変更及び廢
止

(農林省設置法の一部改正)
第十二條 農林省設置法(昭和二十
四年法律第百五十三号)の一部を
次のように改正する。
第八十八條第一項の表中「瀬戸
内海連合海産物調整委員会」類

戸内海における漁業調整を行なう
こと。
「瀬戸内海連合海産物調
整委員会」
「瀬戸内海連合海産物調
整委員会」
「玄海における漁業
調整を行なうこと。
」に改

(水産資源保護法の一部改正)
第十三條 水産資源保護法(昭和二十
五年法律第百二号)の一部を次のよ
うに改正する。
第十九條第二項中「同法第六十
六條第一項本文の規定に基き」を
「同法第六十五條第一項の規定に
基き」都道府県規則により「に改
める。
(水産資源保護法の一部改正)
第十四條 水産資源保護法(昭和二十
六年法律第百三十三号)の一部
を次のように改正する。
第四條第七項中「当該都道府県
の区域に沿う海面につき定められ
たすべての海産物の区域を合した海
区に設置した連合海産物調整委員
会(当該都道府県の区域に沿う
海面につき定められた海産物の数
が一である場合にあつては、当該海
区漁業調整委員会)を「関係海
産物調整委員会」に、「同法第百
二十七條(内水面における第五種
共同漁業の免許)」を「同法第八
條第三項(内水面の定義)」に改め

戸内海における漁業調整を行なう
こと。
「瀬戸内海連合海産物調
整委員会」
「瀬戸内海連合海産物調
整委員会」
「玄海における漁業
調整を行なうこと。
」に改

る。
第九条第一項中「漁業法第五十二條（指定遠洋漁業）の指定遠洋漁業又は同法」を「漁業法」に改める。

第十三条第一項中「漁業法第五十二條の指定遠洋漁業又は同法」を「漁業法」に改める。

第十五条第三項中「同法第二百十七條」を「同法第八條第三項」に改める。

第二十五条中「漁業法第二百十七條」を「漁業法第八條第三項」に改める。

（漁業協同組合整備促進法の一部改正）
第十五条 漁業協同組合整備促進法（昭和三十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。
（合併の場合の漁業権行使規則の特例）

第十五条 前条第一項の勧告により第一種共同漁業を内容とする共同漁業権を共有している漁業協同組合が相互に又はその他の漁業協同組合と合併した場合において、合併後存続する漁業協同組合又は合併によつて成立した漁業協同組合が当該共同漁業権の存続期間中において当該共同漁業権に係る漁業権行使規則を変更し又は廃止しようとするときは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八條第三項の規定による三分の二以上の者のうちには、当該共同漁業権を共有していた漁業共同組合の

当該合併の際における組合員であつた者がそれぞれ当該漁業協同組合ごとに三分の二以上いなければならぬ。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案
水産業協同組合法の一部を改正する法律
水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「左の組合以外の組合」を「組合」に改め、同項各号及び同条第二項を削る。

第十一条第一項第十号中「技術の向上及び」を「経営及び技術の向上並びに」に改める。

第十七条第一項中「三分の二」を「二分の一」に改め、同条第二項中「漁業協同組合」を「組合」に改める。

第十八条を次のように改める。
（組合員たる資格）

第十八条 組合の組合員たる資格を有する者は、左に掲げる者とする。

一 組合の地区内に住所を有し、かつ、漁業を営み又はこれに従事する日数が一年を通じて九十日から百二十日までの間で定款で定める日数をこえる漁民

二 組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業生産組合

三 組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人（組合及び漁業生産組合を除く）であつて、その常時使用する従業員

者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船（漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第二条第一項に規定する漁船をいう。以下同じ。）の合計総トン数が三百トン以下であるもの

2 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十七條に規定する内水面において漁業を営み若しくはこれに従事し、又は河川において水産動植物の採捕若しくは養殖をする者を主たる構成員とする組合（以下「内水面組合」という。）にあつては、前項第一号の規定にかかわらず、組合の地区内に住所を有し、かつ、漁業を営み若しくはこれに従事し、又は河川において水産動植物の採捕若しくは養殖をする日数が一年を通じて三十日から九十日までの間で定款で定める日数をこえる個人は、組合の組合員たる資格を有する。

3 組合（河川において水産動植物の採捕又は養殖をする者を主たる構成員とする組合を除く。次項において同じ。）は、定款の定めるところにより、第一項第一号又は前項の規定により組合員たる資格を有する者を漁業を営む者であつてその営む日数が一年を通じて九十日から百二十日まで（内水面組合にあつては、三十日から九十日まで）の間で定款で定める日数をこえるものに限ることができ。

4 組合の地区が市町村又は特別区の区域をこえるものにあつては、定款の定めるところにより、前三項の規定により組合員たる資格を

有する者を特定の種類の漁業を営む者に限ることができ。

5 組合は、前四項に規定する者のほか、左に掲げる者であつて定款で定めるものを組合員たる資格を有する者とする事ができる。

一 前四項の規定により当該組合の組合員たる資格を有する者以外の漁民又は河川において水産動植物の採捕若しくは養殖をする者

二 組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人（組合及び第一項第二号若しくは第三号又は前項の規定により当該組合の組合員たる資格を有する法人を除く）であつて、その常時使用する従業員数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が千トン（前項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る組合（以下「業種別組合」という。）にあつては、二千トン）以下であるもの

三 組合の地区内に住所又は事業場を有する水産加工業者又は常時使用する従業員の数が四十人以下である水産加工業者を営む法人

四 組合の地区の全部又は一部を地区とする組合

第二十一条第一項中「第十八條第三項」を「第十八條第五項」に改め、同条第二項中「第四十一條第三項の下に」（第四十四條の二第二項において準用する場合を含む。）を加え、同条第四項本文中「二人」を「三人」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、組合員（准組合員を除く。）の総数が千人をこえる組合にあつては、三人までの組合員を代理することができ。

第二十八條の次に次の一条を加える。
（脱退者の払込義務）

第二十八條の二 事業年度の終りにあたり、出資組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、その出資組合は、定款の定めるところにより、その年度内に脱退した組合員に対して、未払出資額の全部又は一部の払込みを請求することができ。

第二十九条に見出しとして「（持分払戻しの停止）」を附する。

第三十一条第二項中「第二十八條及び第二十九條」を「第二十八條から第二十九條まで」に改める。

第三十四条第七項中「組合員（准組合員を除く。）を「准組合員以外の組合員（法人にあつては、その役員）」に、「設立の同意を申し出た漁民」を「組合員（准組合員を除く。）たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの（法人にあつては、その役員）」に改め、同条第八項を削る。

第三十五条の次に次の一条を加える。
（理事の忠実義務）
第三十五条の二 理事は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約及び総会の決議を遵守

し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

3 理事がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

重要な事項につき第四十三條第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、また同様とする。

第四十一條第三項中「十日前」を「一週間前」に改める。

第四十四條第四項中「これを總會の議に」を「その請求のあつた日から二十日以内に總會を招集し、その議に」に改め、同條に次の一項を加える。

6 第四十條の規定は、第四項の場合について準用する。

第四十四條の次に次の一條を加える。

(行政庁による仮理事の選任又は總會の招集)

第四十四條の二 役員職務を行なう者がなないため遅滞により損害を生ずるおそれがある場合において、組合員その他の利害関係人の請求があつたときは、行政庁は、仮理事を選任し、又は役員を選挙するための總會を招集して役員を選挙させることができる。

2 第四十一條の規定は、前項の總會の招集について準用する。

第四十五條を次のように改める。

(役員に関する民法及び商法の準用)

第四十五條 商法第二百五十四條第三項、第二百五十六條第三項及び第二百五十八條第一項の規定は理事及び監事に、民法(明治二十九

年法律第八十九號)第四十四條第一項、第五十二條第二項、第五十三條から第五十五條まで及び第六十一條第一項の規定は理事に、第三十五條の二、民法第五十九條及び商法第二百七十八條の規定は監事に準用する。

第四十八條第一項第八号中「訴願」を「漁業権又は入漁権に関する訴願」に改め、同項第九号中「若しくはこれに関する物権又は不動産(総トン数二十トン以上の船舶を含む)に関する物権」を「又はこれに関する物権」に改める。

第五十一條を次のように改める。

(總會に関する民法及び商法の準用)

第五十一條 民法第六十四條及び第六十六條並びに商法第二百四十三條及び第二百四十四條の規定は、總會に準用する。この場合において、民法第六十四條中「第六十二條」とあり、又は商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは、「水産業協同組合法第四十一條第三項」と読み替へるものとする。

第五十二條第二項を次のように改める。

2 総代は、定款の定めるところにより、組合員(准組合員を除く)のうちからこれを選舉する。

第五十二條第四項中「第三十四條第三項から第六項まで」を「第三十四條第四項及び第五項」に改め、同條第五項ただし書きを削り、同項に

後段として次のように加える。

この場合において、第二十一條第四項中「三人」とあるのは、「二人」と読み替へるものとする。

第五十二條第七項中「組合」の下に「(内水面組合を除く)」を加え、同項を同條第八項とし、同條中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 総代会においては、前項の規定にかかわらず、役員若しくは総代を選舉し、第七十條第一項の規定による設立委員を選任し、又は第五十條各号に掲げる事項について議決することができる。

第五十九條中「二十人以上の漁民」を「組合員(准組合員を除く)となろうとする者二十人(業種別組合にあつては、十五人)以上」に改める。

第六十一條第一項中「漁民を」組合員(准組合員を除く)となろうとする者」に改め、同條第二項中「二十人」の下に「(業種別組合にあつては、十五人)を加え、同條第三項中「漁民」を「組合員(准組合員を除く)となろうとする者」に改める。

第六十二條第六項を次のように改める。

6 第二十一條第一項、第四十九條第二項及び第三項、民法第六十六條並びに商法第二百四十三條及び第二百四十四條の規定は、創立總會に準用する。この場合において、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「水産業協同組合法第六十二條第一項」と、

同法第二百四十四條第二項中「取締役」とあるのは「發起人」と読み替へるものとする。

第六十四條を次のように改める。

第六十四條 行政庁は、前條第一項の認可の申請があつたときは、左の各号の一に該当する場合を除き、設立の認可をしなければならない。

一 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分と違反するとき。

二 事業を行なうために必要な經營的基礎を欠く等その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められるとき。

第六十六條の次に次の一條を加える。

(設立の認可の取消し)

第六十六條の二 組合が第六十三條第一項の認可があつた日から九十日を経過しても設立の登記をしな

いときは、行政庁は、その認可を取り消すことができる。

第六十八條第一項第五号中「第二百四十四條第二項」を「第二百四十四條の二第一項」に改め、同條第三項中「第六十四條」を「第六十四條第一号」に改め、同條第四項中「二十人」の下に「(業種別組合にあつては、十五人)を加える。

第七十條第二項中「及び第八項」を削る。

第七十七條中「第三百三十六條第一項」を「第三百三六條」に改める。

第八十一條中「三分の二」を「二分の一」に改める。

第八十二條中第二項を削り、第三

項を第二項とする。

第八十六條第二項中「、第三十四條第一項から第七項まで、第三十五條」を削り、同條第三項中「二十人」を「二十人(業種別組合にあつては、十五人)に改め、同條第四項中「二十人」を「二十人(業種別組合にあつては、十五人)」に改め、「第七十條第二項中「第三十四條第七項本文及び第八項」とあるのは「第三十四條第七項本文」とを削り、「同項」を「第七十條第二項」に改める。

第八十七條第一項第一号中「技術の向上及び」を「經營及び技術の向上並びに」に改め、同條第五項中「前項」を「第四項」に、「又は」を「若しくは」に、「取り立てることが」を「取り立て、又は農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関の業務の代理をすることが」に改め、同項を同條第六項とし、同條第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の連合会は、連合会を間接に構成する者であつて定款で定めるものにつき、事業若しくは生活に必要な資金の貸付け又は貯金若しくは定期積金の受入れをすることが

第八十八條に次の一號を加える。

四 第一号の組合又は連合会が主たる出資者又は構成員となつて

いる法人(第一号及び前号に掲げる者を除く)。

第九十二條第二項中「第十八條第三項」を「第十八條第五項」に改め、「第八十八條第三号」の下に「及び第四号」を加え、「及び同條」を削り、同條第三項後段を次のように改める。

第七

この場合において、第三十四条第七項中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所屬員(准組合員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。)」と、「組合員(准組合員を除く。)」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの又はこれを直接若しくは間接に構成する者(准組合員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。)」と、第三十六条の二(当該組合の組合員の営み又は従事する漁業及び当該組合の所屬する漁業協同組合連合会の行う事業を除く。とあるのは「(当該連合会の所屬員たる組合員及び連合会並びに当該連合会の所屬する連合会の行なう事業を除く。)」と、第五十二条第八項中「組合(内水面組合を除く。とあるのは「連合会」と読み替えるものとする。第九十二条第四項中「第六十一条第一項及び第三項中「漁民」とあるのは「組合、漁業生産組合又は連合会の理事」と、を削り、「同条第二項中「二十人」を「第六十一条第二項中「二十人(業種別組合にあつては、十五人)」に、「第十八条第三項」を「第十八条第五項」に改め、同条第五項後段を次のように改める。

この場合において、第六十八条第四項中「二十人(業種別組合にあつては、十五人)未満」とあるのは「一人」と、第七十条第二項において準用する第三十四条第七項本文中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所屬員(准組合員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。)」と読み替えるものとする。第九十三条第二項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

第九十四条を次のように改める。

第九十四条 組合の組合員たる資格を有する者は、左に掲げる者であつて定款で定めるものとする。

一 組合の地区内に住所又は事業場を有する水産加工業者

二 組合の地区内に住所又は事業場を有する水産加工業を営む法人であつて、その常時使用する従業者の数が四十人以下であるもの

第九十六条第一項中「第十五条」を「第十六条」に改め、「第九十三条」の下に、「第十六条第一項中「第十一条第一項第一号」とあるのは「第九十三条第一項第九号」とを加え、同条第二項中「及び第二十条」を、「第二十条、第二十一条第一項本文及び第二項から第五項まで並びに第二十二條」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「第三十三條、第三十四條第一項から第七項まで及び第三十五條」を削り、同条第四項中「二十人」を「二十人(業種別組合にあつては、十五人)」に改め、同条第五項後段を次のように改める。

この場合において、第六十八条第四項中「二十人(業種別組合に

あつては、十五人」とあるのは、「十五人」と読み替えるものとする。第九十七条第一項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 所屬員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

第一百零一条第一項中「第十五条」を「第十六条」に改め、「第九十七条」の下に、「第十六条第一項中「第十一条第一項第一号」とあるのは「第九十七条第一項第十号」とを加え、同条第二項中「第十八条第三項」を「第十八条第五項」に改め、同条第三項中「第三十三條、第三十四條第一項から第七項まで及び第三十五條」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、第三十四条第七項中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所屬員(准組合員及びこれを構成する者を除く。)」と、「組合員(准組合員を除く。)」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの」とあるのは「組合員(准組合員を除く。)」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの又はこれを直接若しくは間接に構成する者(准組合員及びこれを構成する者を除く。)」と、第三十六条の二(「当該組合の組合員の営み又は従事する漁業及び当該組合の所屬する漁業協同組合連合会の行う事業を除く。とあるのは「(当該連合会の所屬員及び水産加工業並びに当該連合会の所屬員たる組合員及び連合会並びに当該連合会の所屬する連合会の行なう事業を除く。)」と読み替える

ものとする。

第一百零一条第四項中「第六十一条第一項及び第三項中「漁民」とあるのは「組合又は連合会の理事」と、を削り、「同条第二項中「二十人」を「第六十一条第二項中「二十人(業種別組合にあつては、十五人)」に、「第十八条第三項」を「第十八条第五項」に改め、同条第五項後段を次のように改める。

この場合において、第六十八条第四項中「二十人(業種別組合員にあつては、十五人)未満」とあるのは「一人」と、第七十条第二項において準用する第三十四条第七項本文中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所屬員(准組合員及びこれを構成する者を除く。)」と読み替えるものとする。

第一百零一条の十四第二項中「第十八条第三項」を「第十八条第五項」に改め、同条第三項中「第三十三條、第三十四條第一項から第七項まで、第三十五條から第五十二條まで、第五十五条第一項、第三項及び」を「第三十三條から第五十一条まで、第五十二条第一項から第七項まで、第五十五条第一項及び第三項並びに」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第三十四条第七項中「准組合員以外の組合員」とあるのは「会員たる水産業協同組合又はこれを直接若しくは間接に構成する者(第十八条第五項の規定による組合員及びこれを構成する者並びに第八十八条第三号若しくは第九十八号又は第九十八条第二号の規定による会員及びこれを構成

成する者を除く。)」と、「組合員(准組合員を除く。)」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの」とあるのは「設立の同意を申し出た水産業協同組合又はこれを直接若しくは間接に構成する者(第十八条第五項の規定による組合員及びこれを構成する者並びに第八十八条第三号若しくは第九十八号又は第九十八条第二号の規定による会員及びこれを構成する者を除く。)」と、第三十五条の二第一項及び第四十二條第一項中「規約及び」であるのは「規約、共済規程及び」と、第四十四條第二項中「若しくは規約」とあるのは「規約若しくは共済規程」と、第四十八條第一項第二号中「規約」とあるのは「規約及び共済規程」と、同条第三項中「第六十三條第二項、第六十四條及び第六十五條」とあるのは「第六十三條第二項及び第六十五條」と、第五十二条第六項中「役員若しくは総代」とあるのは「総代」と読み替えるものとする。

第一百零一条の十四第四項後段を次のように改める。

この場合において、第六十二条第六項において準用する第二十一条第一項ただし書中「第十八条第五章及び第四章において「准組合員」という。とあるのは、「准組合員」と読み替えるものとする。

第一百零一条の十四第五項後段を次のように改める。

この場合において、第六十九條第三項中「第六十三條第二項、第

六十四条及び第六十五条」とあるのは「第六十三條第二項及び第七百條の十二」と、第七十條第二項において準用する第三十四條第七項本文中「准組合員以外の組合員」とあるのは「會員たる水産業協同組合又はこれを直接若しくは間接に構成する者（第十八條第五項の規定による組合員及びこれを構成する者並びに第八十八條第三号若しくは第四号又は第九十八條第二号の規定による會員及びこれを構成する者を除く。）」と読み替へるものとする。

第百十三條第三項中「第六十九條第四項において準用する場合並びに第八十六條第三項」を「第六十九條第四項（第八十六條第四項、第九十二條第五項、第九十六條第五項及び第百條第五項において準用する場合を含む。）、第八十六條第二項」に改め、「同条同項」を削る。

第百二十二條を次のように改める。

（報告の徴収）

第百二十二條 行政庁は、組合から、当該組合が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約若しくは共済規程を守つていゝかどうかを知るために必要な報告を徴し、又は組合に対し、その組合員、役員、使用人、事業の分量その他組合の一般の状況に関する資料であつて組合に関する行政を適正に処理するために特に必要なものの提出を命ずることが出来る。

第百二十三條第三項中「（漁業生産組合を除く。）」の下に「又は共済生産組合を除く。）」を加へる。

を加へ、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加へる。

3 行政庁は、第十一條第一項第二号、第八十七條第一項第二号、第九十三條第一項第二号若しくは第九十七條第一項第二号の事業を行なう組合又は共済会の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、何時でも、当該組合又は共済会の業務又は会計の状況を検査することが出来る。

（行政庁の監督上の命令）

第百二十三條の二 行政庁は、第十一條第一項第二号、第八十七條第一項第二号、第九十三條第一項第二号若しくは第九十七條第一項第二号の事業を行なう組合又は共済会に対し、その事業の健全な運営を確保し、又は組合員を保護するため、当該組合若しくは共済会の業務若しくは財産の状況又は事情の変更によつて必要があると認めるときは、当該事業に関し、定款、規約若しくは共済規程の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることが出来る。

第百二十四條第一項中「前条」を「第百二十三條」に改め、「当該組合に対し、」の下に、「期間を定めて」を加へ、同条第二項を次のように改める。

2 組合が前項の命令に従わないときは、行政庁は、期間を定めて、

業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命ずることが出来る。

第百二十四條の次に次の一條を加へる。

（行政庁による解散命令）

第百二十四條の二 左の場合には、行政庁は、当該組合の解散を命ずることが出来る。

一 組合が法律の規定に基づいて行なうことが出来る事業以外の事業を行なつたとき。

二 組合が、正当な理由がないのに、その成立の日から一年を経過してもなおその事業を開始せず、又は一年以上事業を停止したとき。

三 組合が法令に違反した場合において、行政庁が前条第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。

四 漁業生産組合が第八十條、第八十一條又は第八十二條第二項の規定に違反するとき。

2 行政庁は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該組合に対し、あらかじめ、命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならぬ。

第百二十五條第一項中「第十八條第三項又は第九十四條第二項」を「第十八條第五項」に改め、「第八十八條第三号」の下に「若しくは第四号」を加へる。

第百二十六條中「第九十三條第二項」を「第九十二條第二項」に改め

第百三十條第七号中「又は第四十

條」を「第四十條又は第四十四條第四項」に改め、「準用する場合」の下に「並びに第四十條の規定を第四十四條第六項（第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項、第九十條第三項及び第九十條第三項）において準用する場合」を加へ、同条中第二十二號を第二十三號とし、第二十一號の次に次の一号を加へる。

第二十二 第百二十三條の二の規定による命令に従わなかつたとき。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際現に存する漁業協同組合又は水産加工業協同組合でその組合員たる資格に関する定款の規定が改正後の水産業協同組合法第十八條又は第九十四條の規定に適合しないこととなつたもの（以下「旧資格組合」という。）の組合員たる資格については、この法律の施行の日から起算して二年を経過する日（その日までに次の項の申請に対し認可の通知を受けた旧資格組合にあつてはその通知を受けた日、その日までに当該申請に対し認可又は不認可の通知を受けなかつた旧資格組合にあつてはその通知を受ける日又はその認可があつたとみなされる日）までは、なお従前の例による。

3 旧資格組合は、この法律の施行の日から起算して二年を経過する日までに、必要な定款の変更につ

き水産業協同組合法第四十八條第二項又は第九十六條第三項において準用する第四十八條第二項の認可の申請をしなければならない。

4 旧資格組合である漁業協同組合は、前項の規定によりその定款を変更する場合には、この法律の施行の際現に議決権及び役員を選挙権を有する組合員（以下「正組合員」という。）のうちその定款の変更により正組合員たる資格を失ふこととなる者については、これを改正後の水産業協同組合法第十八條第五項第一号に規定する組合員たる資格を有する者とする旨をその定款に規定しなければならぬ。

5 行政庁（水産業協同組合法第二百二十七條第一項に規定する行政庁をいう。）は、旧資格組合が附則第三項の日までに同項の申請をしなかつたとき、又は同項の申請に対し同項の日を経過した後において不認可の処分をしたときは、その旧資格組合に対し、解散を命じなければならない。

6 旧資格組合は、前項の規定による解散の命令によつて解散する。この場合には、水産業協同組合法第百十五條第三項の規定を準用する。

7 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第十四條第二項ただし書中「第十八條第二項の規定により組合員の資格を限る」を「第十八條第四項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営

むる者とする」に改め、同条第四項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営

むる者とする」に改め、同条第四項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営

む者に限る」に改める。

8 漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律(昭和二十五年法律第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「法第十八条第三項(准組合員の資格)に規定する者」を「法第十八条(組合員の資格)の規定により組合の組合員たる資格を有する者」に、「同項」を「同条第五項(准組合員の資格)に改める。

9 町村合併促進法(昭和二十八年法律第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

10 改正前の水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十八条第二項の規定により組合員たる資格を制限している漁業協同組合についての改正後の町村合併促進法第十九条(新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第六百六十四号)第二十八条第四項(第二十九條第七項(同条第八項において準用する場合を含む)若しくは第三十條第二項又は第二十九條の二第二項において準用され又は適

用される場合を含む)及び市の合併の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七号)第三條第一項の規定によりその例によるものとされた場合を含む)の規定の適用については、水産業協同組合法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第七号)附則第二項に規定する期間内は、同条中「特定の種類の漁業を営む者」とあるのは、「特定の種類の漁業を営む者又はこれに従事する者」とする。

11 漁業協同組合整備促進法(昭和三十一年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第十八条第三項」を「第十八条第五項」に改める。第十條を次のように改める。

第十條 削除

八月二十四日日本委員会に左の案件を付託された。
一、公有林野の整備拡充に関する請願(第一二〇号)
一、傾斜二十度をこえる農地の災害復旧施策に関する請願(第一二二号)
一、ホップの価格引上げに関する請願(第一二二号)
一、東京都新宿区柏木三丁目地区に場外馬券売場開設反対に関する請願(第一三二号)
一、果樹農業の保護育成に関する請願(第一五八号)

公有林野の整備拡充に関する請願
請願者 長野市妻科長野県議会
内 佐藤 武久
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。
第一二二号 昭和三十七年八月十日受理
傾斜二十度をこえる農地の災害復旧施策に関する請願
請願者 長野市妻科長野県議会
内 佐藤 武久
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。
第二二三号 昭和三十七年八月十日受理
ホップの価格引上げに関する請願
請願者 長野市妻科長野県議会
内 佐藤 武久
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第五四号と同じである。
第一三二号 昭和三十七年八月十一日受理
東京都新宿区柏木三丁目地区に場外馬券売場開設反対に関する請願
請願者 東京都新宿区柏木三ノ三六九 星野光正外三
百三十八名
紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。
第一五八号 昭和三十七年八月十六日受理

果樹農業の保護育成に関する請願
請願者 北海道苫前郡羽幌町築別炭鉱岡町 多田 幾蔵
紹介議員 山崎 齊君
わが国の果樹農業は、農業組織の中でも主要な部分を占めるにいたり、今後の発展が期待され、政府においても、果樹農業経営のぜい弱性にかんがみ、その保護育成に、特定物資輸入臨時措置法等による特別の保護政策が採られてきた。しかるに、昨年から貿易自由化の政策が実施され、特に本年六月からは特定物資輸入臨時措置法の施行期限も切れ、更に、十月からは九十パーセントの自由化が実施される方針であり、中でも、農水産物については、全面的に自由化されるとのことであるが、このことは、果樹農業や果実類農産加工産業に多大の圧迫を与え、果樹農業の振興に期待をかけている農業政策にそごをきたすことになるから、果実類の輸入自由化については、特段の措置を考慮するとともに、果樹農業振興法の完全実施とこれに伴う予算を計上し、早急に果樹農業経営の内容を充実して、外国果実と対等に競争できるように育成伸展せしめられたいとの請願。

昭和三十七年九月五日印刷

昭和三十七年九月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局